

第一百五十四回国会  
衆議院  
経済産業委員会議録 第十号

会議録 第十号

(二二九)

平成十四年四月十七日(水曜日)

午前九時七分開議

出席委員

委員長 谷畠 孝君

理事 伊藤 達也君

理事 田中 慶秋君

理事 達増 拓也君

理事 伊藤 信太郎君

理事 幸田 弘志君

理事 後藤田 正純君

理事 下地 幹郎君

理事 根本 匠君

理事 平井 卓也君

理事 松島 みどり君

理事 保岡 興治君

理事 山本 明彦君

理事 川端 健君

理事 城島 正光君

理事 松本 義活君

理事 山村 龍君

理事 福島 龍司君

理事 土田 鉄也君

理事 西川 太一郎君

理事 大島 合子君

理事 根來 あきら君

理事 泰周君

政府参考人  
(総務省総合通信基盤局長)

鍋倉 真一君

政府参考人  
(公正取引委員会事務総局)

上野 宏君

政府参考人  
(公正取引委員会事務総局)

城島 正光君

政府参考人  
(公正取引委員会事務総局)

武正 公一君

政府参考人  
(公正取引委員会事務総局)

鈴木 孝之君

政府参考人  
(公正取引委員会事務総局)

楳崎 憲安君

政府参考人  
(公正取引委員会事務総局)

都築 讓君

政府参考人  
(厚生労働省大臣官房審議官)

土田 龍司君

政府参考人  
(資源エネルギー庁電力・ガス事業部長)

西川 公也君

政府参考人  
(中小企業庁長官)

山口 泰明君

政府参考人  
(経済産業委員会専門員)

杉山 秀二君

政府参考人  
(政府参考人)

山口 泰明君

政府参考人  
(ガス事業部長)

小脇 一朗君

政府参考人  
(政府参考人)

中谷 俊明君

政府参考人  
(政府参考人)

山口 泰明君

政府参考人  
(政府参考人)

陽一君

委員の異動  
四月十七日

辞任

補欠選任

君、資源エネルギー庁電力・ガス事業部長迎陽一  
君、中小企業庁長官杉山秀二君、総務省総合通信  
基盤局長鍋倉真一君及び厚生労働省大臣官房審議  
官鈴木直和君の出席を求め、説明を聴取いたした  
いと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○谷畠委員長 御異議なしと認めます。よつて、  
そのように決しました。

四月十七日 エネルギーの使用の合理化に関する法律の一部  
を改正する法律案(内閣提出第七五号)

電気事業者による新エネルギー等の利用に関する  
特別措置法案(内閣提出第七六号)

は本委員会に付託されました。

本日の会議に付した案件  
政府参考人出頭要求に関する件  
政府参考人出頭要求に関する件

政府参考人出頭要求に関する件

政府参考人出頭要求に関する件

政府参考人出頭要求に関する件

政府参考人出頭要求に関する件

政府参考人出頭要求に関する件

政府参考人出頭要求に関する件

政府参考人出頭要求に関する件

政府参考人出頭要求に関する件

政府参考人出頭要求に関する件

政府参考人出頭要求に関する件

政府参考人出頭要求に関する件

政府参考人出頭要求に関する件

政府参考人出頭要求に関する件

政府参考人出頭要求に関する件

政府参考人出頭要求に関する件

政府参考人出頭要求に関する件

政府参考人出頭要求に関する件

政府参考人出頭要求に関する件

政府参考人出頭要求に関する件

政府参考人出頭要求に関する件

政府参考人出頭要求に関する件

政府参考人出頭要求に関する件

政府参考人出頭要求に関する件

政府参考人出頭要求に関する件

政府参考人出頭要求に関する件

政府参考人出頭要求に関する件

政府参考人出頭要求に関する件

政府参考人出頭要求に関する件

○谷畠委員長 質疑の申し出がありますので、順  
次これを許します。福島豊君。

○福島委員長 おはようございます。委員長、大変  
御苦労さまでございます。

現在、日本の経済は大変な危機の中にあるわけ  
でございます。その中で個々の企業は、みずから  
の競争力を高めるために大変な努力を行ってい  
る。それは、事業の再構築、そういうものを通じ  
て競争力を回復しようとしている。そのためには、さまざまなか形で、企業買収ですか不採算部  
門の売却ですか、こういうものを進めているわ  
けでございます。そして、このことは日本国内だ  
けにとどまるわけではありませんで、国際的な企  
業の合併というのも進んでいます。むしろ、今後  
国際競争力を保つていいこうとすれば、そうした形  
で規模を拡大する、そういうことが要請されてい  
る時代でもあるかと思つております。

今回のこの独禁法の改正ということに当たりま  
しては、今日日本が、そしてまた世界がどのような  
経済状況の中に置かれているのか、このことにつ  
いて十分配慮を払う必要がある、そのように思つ  
ていいわけでございます。

今回の一般集中規制の見直しのポイントは、第  
九条の二を廃止する。持株会社と大規模会社を  
区別せず、事業支配力の過度集中という実質的  
な基準による規制に統一する。また、事業に関す

る報告書の提出義務に関しての規制緩和を行う、このような内容になつていてるわけでござります。しかしながら、こうしたことについては、経済界からはまだまだ不十分であるという意見が寄せられてゐると認識していいのではないかと思います。

経団連の「独占禁止法研究会報告書」に関するコメントでは、企業の経済活動がグローバル化し、市場規模が拡大する中で、一般集中規制は、企業活動を不当に制限するだけで既に存在意義を失っているということを述べているわけでございます。そしてまた、第九条に基づく持ち株会社、この報告届け出のありましたものは、平成十四年の三月末現在で十三件のみということで、必ずしも加速されておらないという現実もあるわけござります。

インの見直しも行うというふうにお聞きいたしておりますけれども、それをどういうふうに見直していくのか。そしてまた、さらに、これは規制緩和をした方がいいのではないかという指摘もあるわけでございます。その点について、今後どのように検討をしていくのか。この二点について、競争政策と産業政策の調和という観点から御回答をいただきたいと思います。

○根來政府特別補佐人 御指摘のよう、今、日本の経済実態というのは大きく変化しているわけでございます。一つは、リストラという方向がございます。あるいは、一つは、国際競争力をつけていくという方向もあるわけでございまして、そういうわけで、経済実態は一昔前と大きく変化しているわけであります。また、企業 자체の実態についても変化していることは御指摘のとおりでございます。

そういう変化に応じて今回の改正をお願いしているわけでございますが、変化していると言いながら、まだやはり日本特有の持ち合いとか系列とかいう問題が残っているわけでございまして、そ

ういう点からいって、やはり一般集中規制といふのは現時点では必要であろうか、こういう考え方であるわけあります。先日もお答えいたしましたように、将来は、あるいは一般集中規制といふのはなくする方向が正しいかもしないのでございますが、現時点ではやはり必要であろう、こういうふうな判断であります。

それから、そういう判断の中で、競争政策といふのと産業政策というのをどういうふうに考えるか、それをガイドラインの中でどういうふうに表現していくかという問題でござりますけれども、確かに一昔前は、競争政策といふのと産業政策といふのは、言うなれば東と西とを向いておつたような感じがするのでありますけれども、今は構造改革という時代を迎えて、産業政策は、やはり自由な競争を基盤にしないと成り立たないという観念がもう大体浸透しているようだとうわけでございます。したがいまして、競争政策を推進するということは産業政策を推進していくということとほぼイコールになつてゐると思うのでござります。

そういうことで、私たちの立場からいって、独占禁止法の目的である事業支配力の過度の集中ということを防止して、そして自由競争をよりよく促進していくということがすなわち産業政策にかなうことではないか、一般抽象的にはそのように考えております。

そういう見地に立つて、将来ガイドラインをつくるときには、そういうことを十分盛り込みながら、配慮しながらつくつていこうというふうに考えておられる次第であります。

○福島委員　ただいま委員長から基本的な考え方の御説明がございました。この独禁法の改正に当たりまして、独占禁止法研究会が調査をした、そしてまた、株式持ち合いの解消といつても、企業グループの中ではそれほど進んでいるわけではないくて、それ以外との関係があるとか、そしてまた、貸出比率にしても、同じ企業グループの中では逆にふえているのではないか、ですから、一般集中規

制というものは依然として必要であるという結論を導かれたんだというふうに思います。

ただ、現在の経済の変化のスピードというものが非常に速くなつていると私は思います。そしてまた、不良債権の処理というものが進むと同時に、そうしたものも将来的に、この一年二年、三年と、さらにもまた変わっていくんだろうというふうに思っています。そういう意味では、今回の改正の後どうするのかということについては、さらに引き続き、実態がどう変わっていくのかということについて十分注意をする必要があるし、また、調査をする必要もあるのではないかとうに思います。ドッグイヤーという言葉もありますが、そのような変化の速い時代ですから、独裁法の改正も、これにとどまるということではなくて、その時代の変化に合わせて適切な見直しをしていただきたい、そのように思います。

けれども、なかなか、みんな文化的、経済的基本盤が違うのですからマルチというわけにはいきませんので、とりあえず二国間協定でしのいでいるという方針であることは間違いありません。数年前にアメリカ合衆国と協定を結びました。その後、EUとも協定についていろいろ協議をいたしておりまして、これは、ほぼまとまっているといえばまとまっているわけでございますが、まだ若干手続問題が残っております。

それから、御承知のように、シンガポールとは包括的協定ということで既にまとまっているわけでございますが、そういうことで、徐々に二国間協定をふやしていく、そして、お話しのようになんか的なハーモニーをとりながら迅速に処理していくこう、そういう地ならしをしていこうという考え方でおるわけあります。

○福島委員 時間が限られておりますので、通告しました御質問を若干省略させていただきたいと思います。

次に、銀行、保険会社による議決権保有の制限についてお尋ねをしたいと思います。

今回の改正のポイントでは、金融会社を銀行、保険会社へ限定する、そしてまた、金融会社同士の議決権保有の原則自由化ということが盛り込まれているわけでございます。

我が国の現在の経済の問題、多々ありますけれども、その一つは、新規の創業というものが極めて低調になつてゐる。そしてまた、ベンチャーの育成というものがいまだ十分に進んでいない。それは、さまざまな問題があるわけでございます。そうしたベンチャー企業に対して投資をする投資家というものが、エンゼルというものが日本には余りいない、層が薄いというようなこともござります。

そういう中で、銀行または保険会社が金融面でベンチャー企業の立ち上げを支援していくことは十分に意義のあることでもありますし、これからそうした役割というものを拡大していくいただきたい、私どもはそう思つてゐるわけでございま

す。

そういう意味では、この銀行、保険会社による議決権の保有、それぞれ五%、一〇〇%となつてゐるわけでござりますけれども、ベンチャーエンタープライズについては、こうした水準というものについて一定の規制緩和がなされるべきではないか、そういうことが時代の要請ではないかと思いますが、この点についての政府の見解をお聞きしたいと思いま

（命文（孝）故帝參旁） お詰え由 一二ザミト。

す。これは、政府部内でのさまざまなお意見があるということもあるのかもしれません。

今回の改正におきましては、罰則の強化ということで罰金を一億円から五億円に引き上げておりますけれども、しかしながら、罰金の引き上げというだけでなく、個々のケースで公取がどういうふうに対応するのかということが同時に大切なことだろうというふうに私は思つております。

り組んでいただきたいという御指摘がございましてけれども、その御指摘、私ども、まことにごもつともだと思ひますし、努力をしてまいりたい、そのように思つております。残り時間が少なくなりました、あと一点でござります。

国際的な協力、先ほど二国間またはマルチといふこともありましたけれども、競争当局による合併等の審査に関することを申し上げました。今回の改正には、外国の事業者に對して文書送達をする、この規定が盛り込まれてゐるわけでござります。しかしながら、この規定だけでは、その都度当該国に同意を求めるべきかぬということがあるわけでございまして、これはさまざま国が関与いたしますから、当然マルチの条約というものを持ちつと早期に締結するための努力をしなければいかぬ、そのように思ひます。が、この点についての政府のお考えをお聞きいた

の関係、結びつくことについては、第十一條の規制趣旨から見て、これを包括的に同条の適用除外とすることは適当ではないと考えております。しかしながら、現在ベンチャー企業に対する資金供給については、第十一條の規制対象ではないベンチャーキャピタルからの出資等を通じて行われているほか、証券市場に上場していないベンチャー企業等を投資対象とする中小企業等投資事業有限責任組合に関して、第十一條の適用除外を設けておるところでございます。

除の外規定を追加することとしておりまして、これ

そういう中で、公取の機能強化ということをしないかなきやいけない。その幾つか論点があるうかと思います。例えば犯則調査権限の付与といふものが必要である、こういう主張も今までずっと言われてきているわけでございます。また、罰則の制度についても、課徴金制度というものが罰金と同時に並んで存在しますので、こういつた措置体系全般も見直す必要があるのではないかといいうな指摘もあるわけでございます。

この公取の執行力を強化するためにどうしていのかということについて政府の御見解をお聞き

それから、与党の中でも野党の中でもいろいろの御検討いただいておりますように、発注者の責任、要するに発注者と応札者がだんごになつて談合しているという現状もあるわけでございまして、これは何とかしないといかぬと私どもも思っているわけでございますが、残念ながら、この种々の外側にあるものですから、各政黨の御尽力をお願いしているわけでございます。

そういうことも含めまして、社会情勢も含めまして、全体的に談合を防止する。私どもが与えた範囲内で談合の防止に力を尽くすということ

が、この点についての政府のお考えをお聞きいたしました。

○鈴木(孝)政府参考人 司法の分野におきましては、民事訴訟手続に関する条約、こういった多国間の国際的な条約がございますが、独占禁止法になりますと、私ども、行政手続ということで、このような多国間条約について、各国における競争法の内容、執行手続等に差があることで、直ちに整備することは困難な状況にございます。

しかし今後、まずは個別の合意により外国送達を行い、その蓄積を踏まえ、この条約の整備の必要性が生じた場合には、二国間における条約締結の可能性について検討を行い、その後、多国間で統一的な土足組みにより実施すべきとの機運

○福島委員 引き続きまして、次は、公正取引委員会の執行力の強化ということについてお聞きをしたいと思います。

私も余り記憶が明確ではないのですが、昨年も、ポリープロピレンでしたが、これについて告発を見送ったということがあつたかのよう記憶をいたしております。なかなか公取が実際に告発措置をとるという件数は多くないわけでございま

であります。私も五年以前に任命されたときに、これからこういう問題についてどういうふうにやつていくかということについていろいろ日後考えてきたわけでござりますが、おつしやるような犯則調査権限を導入するということもあるいは必要かもわかりませんし、二十一世紀にふさわしい競争政策を考える懇談会で指摘されたいろいろな問題についても考える必要があると思うわけであり

○福島委員 私ども公明党は、官製談合を禁止する法律もつくるべきやいけないということを年々主張してまいりましたし、そしてまた、入札制度のあり方そのものをきちっと見直しをする、電線入札の導入といったようなことも一つの手法でございますけれども、そういうことも連立政権の中で継続して訴えてきたことでございまして、委員長から、独禁法の枠外の部分は政党でしつかり取

第一類第九号 経済産業委員会議録第十号

平成十四年四月十七日

質問をさせていただきます。

我が国の経済にとって重要なことは、言うまでもなく、公正かつ自由な競争が確保されることによって国民経済が発展をしていくということであろうと思います。独禁法はそのためのルールをきちっと確保する法律と認識をしているわけありますが、いわば経済活動の基本ルールである独禁法も経済社会の変化というものをニーズとしてどうぞお聞かせください。

そういう意味で、今回、平成十三年三月の閣議決定、いわゆる規制改革推進三ヵ年計画に基づいての改革とはいえ、もう一度、さつきの質問者からも同様なお尋ねがあつたわけでありますけれども、私も、質問に先立つて、この改正の趣旨、背景というものを根來委員長はどう認識しておられるのかを、最初に確認させていただきたいと思ひます。

○根來政府特別補佐人 お尋ねでございますが、

提案理由説明の際に大臣から申し上げましたように、改正の点は幾つかござります。幾つかございますが、その中で大きな問題としては、大規模会社の株式保有総額の制限に係る規定を廃止することと、それから罰金額について、罰金の上限を五億円に上げること、あるいは外国における送達規定を設けることなどございます。

大規模会社の株式保有総額の制限というのは、形式的には、ただいま御指摘のありました規制改革の閣議決定、あるいは前に持ち株会社の御審議をいたいたときの附則というようなことが形式的にはあるわけでございますが、実質的な意味におきましては、おっしゃるように経済実態の変化というところでございます。

これは独占禁止法の研究会でも指摘しておりますように、一昔前は六大企業集団ということで一つの旧財閥の銀行などを中心とした企業集団が形成されていましたけれども、今や六大企業集団といつても何のことかわからないような時代になってしまいました。

そういうふうな時代を踏まえまして、あるいは

経済実態の変化を踏まえまして、やはり一律規制

というのは規制のし過ぎであろう、ますかろうというので、事業支配力の過度の集中というふうに一つのメルクマールとして防止するということでお話を願いしているわけでございます。

ただ、先ほども御指摘ありましたように、これを全く廃止してしまうというのはまだ時期尚早ということであろう。やはり企業の倫理の確立とか、そういうことも必要でありましょうし、あるいは持ち合いも全面的に解消されないということもございまして、やはりこれは現行の事業支配力の過度の集中の防止ということを観点に置く必要があるうございまして、これも、おっしゃるように、経済が変転しましたならば、あるいはこれは廃止する運命にあるかもわからないというところでございます。

改正の理由としては、簡単に申し上げると以上のことおりであります。

○西川(太)委員 独禁法による規制も、ただいまお話しにもありましたように、過剰なものであつては事業者の自由な、潤達な経済活動というものを束縛しかねない、これは言うまでもないことであります。が、今回の改正のポイントとして、いわゆる大規模会社の株式保有を総額で制限するという規定を廃止しよう、いわゆる九条の二の廃止ですね。今、大まかの御認識は承ったわけでありますけれども、具体的に、第九条の二の大規模会社は、経済実態の変化のどういう部分をつかまえてこういう措置に出られるのかということをお尋ねしたいと思います。

○鈴木(孝)政府参考人 この九条の二につきましては、当時、昭和五十二年改正時でございますが、

総合商社等の大規模会社による株式保有が進展し、企業の系列化、企業集団の形成という傾向が強まるなどを対象としたものでござりますが、この点につきましては、同条が導入された当時、主に規制対象として念頭に置かれていた総合商社の

それから経済のグローバル化、時価会計制度の導入によりまして株式保有のリスクを考慮する必要性が生じてきていること等、現在の状況がござります。これにより企業は株式持合いを減少させていく動きが見られることがございます。一般的な株式保有を解消していく動きがあるということです。

なってきている、それが今お尋ねのところの経済実態の変化の要因でございます。

○西川(太)委員 これは通告ないお尋ねをして恐縮ですが、今の御答弁というのは私は大変重要だと思うんですよ。すなわち、経済実態の変化というのが、いわゆる先を見通して、我が国

の経済の実力が、言葉を選ばずに言えば、衰退しつつある、つまり大規模な総合商社、ただいま御答弁にあつたような企業の活動というものが、これからは規制をしなくても済む程度の微弱な活動しかできないというような認識ともこれ

が、これからは規制をしなくても済む程度の微弱な活動しかできないというような認識ともこれ

ではいいわゆる5%ルールというのがあるわけでござりますけれども、若干内容は、証券会社等については省くというふうな改正をお願いしているわけですが、これはやはり、金融会社が株式を所有するということと、金融会社の事業会社に対する融資というが一体になつてさらには事業支配力が強固になるというおそれが現在まだ残つております。

○根來政府特別補佐人 金融会社の持株について

ではいいわゆる5%ルールというのがあるわけでござりますけれども、若干内容は、証券会社等については省くというふうな改正をお願いしているわけですが、これはやはり、金融会社が株式を所有するということと、金融会社の事業会社に対する融資というが一体になつてさらには事業支配力が強固になるというおそれが現在まだ残つております。

○鈴木(孝)政府参考人 ただいま申し上げました

その実態調査をいたしましたら、中堅・中小企業においては、やはり借り入れの依存度が高くて取引金融機関を変更しにくい状況があるとか、金融機関は影響を及ぼし得る立場にあるとか、あるいは企業にとって、次の融資が困難になることや取引関係の悪化の懸念から、意思に反しても金融機関の要請に応じざるを得ないという優越者と非優越者の関係にあるわけだと思いますので、それが、株式所有と融資というのが結びつけばその力がさらに強くなるのではないかとうかといふところから、従来の5%ルールというのをまだ置いておく必要があるという判断をしたわけであります。

○西川(太)委員 今優越者と非優越者というお話がありましたがけれども、これは今の御答弁と直接つながるわけではないんですですが、いわゆる大企業による中小企業への不公正取引というものはやはり今のような考え方だろうと思うんですが、これについての取り組みを端的に伺いたいと思います。

○根來政府特別補佐人 國会でもいろいろこの点について御要請がございまして、私どももその御理解ができます。

次の質間に移ります。

今回の改正は、ただいまおるお話をあつたわゆる経済実態の変化に合わせた一般集中規制の全体的な緩和と私は認識をしているわけでありますけれども、今回の改正後に銀行または保険会社による事業会社の株式保有についての制限は維持されるということを承知しておりますけれども、その理由を伺いたいと思います。

○根來政府特別補佐人 金融会社の持株について

ではいいわゆる5%ルールというのがあるわけでござりますけれども、若干内容は、証券会社等については省くというふうな改正をお願いしているわけですが、これはやはり、金融会社が株式を所有するということと、金融会社の事業会社に対する融資というが一体になつてさらには事業支配力が強固になるというおそれが現在まだ残つております。

○鈴木(孝)政府参考人 ただいま申し上げました

その実態調査をいたしましたら、中堅・中小企業においては、やはり借り入れの依存度が高くて取引金融機関を変更しにくい状況があるとか、金融機関は影響を及ぼし得る立場にあるとか、あるいは企業にとって、次の融資が困難になることや取引関係の悪化の懸念から、意思に反しても金融機関の要請に応じざるを得ないという優越者と非優越者の関係にあるわけだと思いますので、それが、株式所有と融資というのが結びつけばその力がさらに強くなるのではないかとうかといふところから、従来の5%ルールというのをまだ置いておく必要があるという判断をしたわけであります。

○西川(太)委員 今優越者と非優越者というお話がありましたがけれども、これは今の御答弁と直接つながるわけではないんですですが、いわゆる大企業による中小企業への不公正取引というものはやはり今のような考え方だろうと思うんですが、これについての取り組みを端的に伺いたいと思います。

○根來政府特別補佐人 國会でもいろいろこの点について御要請がございまして、私どももその御理解ができます。



不公正感というのもあるわけでございますし、国民から見ても、発注者が関与して税金のむだ遣いをしているという批判もあるわけでございますから、そういう風土は、国際的に見て改善をしていかなければ大変ありがたい、こういうふうに考えております。

○林義委員 私は、今お話し申し上げましたようなことがですが、これは日本の国内であるという話ではない。今、委員長から日本の特別な風土だとういうふうな話がありましたが、しかしながら、むしろその風土は、国際的に見て改善をしていかなくちゃならない話じやないか。

一九八八年の四月に、OECDのハードコアカルテルに対する効果的な措置に関する理事会勧告というのがありまして、ハードコアカルテルは競争法の最も悪質な違反行為である、こういつたことをせひ抑えていかなきやならぬ、こういうふうな話になつております。国際的にもこれは認められたルールだらうと思います。公正取引委員会の昨年の九月に公表された年次報告、独占禁止白書によりますと、ハードコアカルテルなどカルテル全体を見ても、私はまだ厳しく規制していく方向やならない。カルテル全体を見ても、平成十二年度一年間における処理件数が二十五件だしかも、勧告に至っているのはうち十二件にとどまっている、こんなようないふうな話であります。もう少しやはり厳しい姿勢というものをとっていくことが必要じゃないかな、私はこう思つておるところであります。

そういつた点について、たつた十二件で済んだのかねえと。また、その中で、せつかく二十五件やつたんだけれども、あとは、十二件の残りはおいておいた、こういうふうな話であります。もうはり厳しい姿勢というものをとっていくことが必要なじやないかな、こういうふうに思つておるところ

るであります、お答えいただきたいと思いま  
す。

○根來政府特別補佐人　お説のとおりでありますし  
て、何らお説に対しても反論するつもりはございま  
せん。

ただ、いつも申し上げている愚痴話になるわけ  
でございますが、本当に件数にあらわれているの  
は十何件ということございますが、実態は、一  
件百会社あるいは二百会社という関係者がおるわ  
けでございまして、それに関与する者は、百人、  
二百人という関与者がおるわけでございます。

そういうことからうと、企業数からうと大  
変大きな人数になつておるわけでございまして、大  
御承知のように、私もほかの役所から参りました  
けれども、公正取引委員会は少ない人員で大変み  
んな熱心にやつておるなという印象を持つておる  
わけでございまして、決して手抜きをしていると  
か見逃しているとかいう話はないと思うわけでござ  
います。

ただ、これは評論家的になりますけれども、こ  
ういう談合の端緒といふのはなかなかとりにくくい  
わけでございまして、これは贈収賄とか税金の問  
題よりずっと難しい端緒のとり方でありますと  
最近は一室に集まつて談合をするというような古典  
的な談合がございませんで、意思相通じというよ  
うな非常にややこしい形になつておるわけであります。

そこで、最近の情報化の時代に伴いまして、い  
いことか悪いことかは別として、内部告発という  
のが大変多くなつておるわけでございまして、そ  
の内部告発をある意味では頼りにしてやつてお  
ころも否定できないわけであります。

そういうようなことで、私どもも、端緒の把握  
をどうしていくか、そして、把握した件をどのように  
まとめて上げていくか、それから、さらに証拠  
めをして、できれば告発というふうにするには  
どのような証拠固めをするかというのは大変難  
しい問題でございますけれども、これは検察当局  
とも意見交換をしてしまして、検察当局の方も大変関

心を持つておることでございますので、将来はもう少しうまい形で結実していくのではないかかといふうに期待しているわけでございます。繰り返すようでございますが、私どもも全力を振り絞つてやるわけでございますし、関係機関とも十分協議をしてやっていきたい、こういうふうに考えております。

○林(義)委員 気持ちはわかりますが、せつか公正取引委員会の人員をふやした。私は、普通の人員のふやし方でなくて、今お話をあつたように、要するに取り調べをしてどうだという話でありますから、やはり法律家の方々とかエコノミストの専門家の方々を外部から登用してくる。そういった形で、役所的な考え方だけではなくて、やはり外部のそういう人を入れて法律的にはつきりやれるような体制をつくつていつらいいんじやないかな、これは公正取引委員会の方にお願いをしておきたい、こう思つておるところです。

それから、制度面で見ますと、アメリカでは刑事罰、歐州委員会では制裁金をそれぞれの制裁の手段としてとつていていますが、我が国は刑事罰と課徴金などを併用し得る制度となっています。こうした中で、カルテルの摘発によって積極的に進めしていくことになれば、両者の関係が具体的に事案において問題となることがだんだんとふえてくるんじゃないのか。どちらをとるか、この場合になぜこちらをとるんだ、こういうふうな話。それから、先ほどお話し申し上げました、警告でとどめる、こういうふうな話もありますから、そういうたらよな観点をやつていつたらどうかなと。

今回の改正では刑事罰の上限額の引き上げのみを実施しようとしていますが、私は、全体として規制を強化していくとそういう形でいろいろなことをやはり考えていかなくちゃならない。今回は、私はこの刑事罰のなにをやるということについて反対するものではありませんが、あり方として、これからどういうふうにそれをやつていくのか。

例えれば、日本で警告を受けているような事件がある、国外の何とかというような事件がありま

そういうふたような形でいいますと、さつき申し上げましたようなカルテルの国際的な考え方からすると、日本は何かカルテルについて非常にあいまいでないか、やり方が甘いんじゃないかなとう御批判を受けるんじやないかな、私はこう思つておりますので、やはりその辺をこれから整理していくだくことが必要じゃないかと思います。

委員長のお考えをお聞きしたいと 思います。

○根來政府特別補佐人 最初のお尋ねでございますけれども、私どもの方も、要するに役所の中の論理で物事を進めるということについてはいろいろ問題がござりますので、例えば弁護士の資格を有する者、あるいは経済、知的財産権の専門家、そういう者を、最近の法改正に従いまして数名、職員として迎え入れて いるわけであります。これは、将来積極的にもう少し外部の方の任用ということを考えていきたいというふうに思つております。

それから、いろいろの手段でございますけれども、これは御承知のように、私が申し上げるのもおこがましいことでござりますけれども、独占禁止法は責任を追及する法律になつていらないところがあると思うわけであります。要するに、違法行為がありましたらそれをなくしてもらう、あるいは将来それが起らぬないようにやつていくといふことでございまして、責任追及という形になつてないものですから、その辺、大きな問題があるわけであります。

一般の方々はやはり、公正取引委員会しつかりしろ、独占禁止法をもつと活用しろ、こういうふうに言われるわけすけれども、責任追及型になつてないところが一番問題であるうかと思うわけであります。

と思ひますので、法律体系を責任追及型法律に変えていく、それには、いろいろ御指摘にあります犯則手続を導入するとかあるいは制裁金を入れていくとか、あるいは、もう極端なことを言えれば、専属告発を取つ払つてしまうとか、そういういろいろのお考へがあると思いますけれども、これも有識者あるいは国会の御意見を聞いて、将来、それは遠くない将来に改善を、改正をしていかねばならないというふうに考えておるところでござります。

○林(義)委員 もう一つ私は問題があると思いますのは、欧洲で制裁金を、アメリカで刑事罰を科すような事件でありましても、我が国では警告にとどまっています。こうしたような問題をどういうふうにこれからやつていくのか。

例えば、同じ事件が、日本で商売をしてやつた警告だ、アメリカへ行つたら罰金だ、ヨーロッパへ行つて同じような商売をやつたら、これは課徴金だ、そうすると、商売している人からするとおかしなことになつてくる。特にヨーロッパの企業が日本に入つてきてやるような話になつたら、簡単にできるから、これは日本は楽だなという話になつてくる。私は、国際的に、こういつたようなルールといふのはやはり一緒にしておいた方がいいんじゃないかな、こう思ひます。そういつたようなことで、これからどういうふうにしていくのかというのを考えていかなくちゃならない、こう思います。

もう時間もありませんから、さらに私はもう一つ申し上げておきますが、一般集中規制そのものについても、一体どうするのかというの私はさらに考えていかなくちゃならない。今回は、この前、九年に改正しましたときにできた規制を若干残しております。

大体、九条の規制というのは、私はそのとき言つていたんですが、憲法九条の改正と独禁法の九条の改正と同じことだと。九条の改正はとうとう意見があつた。しかし、その九条に、持株会社を設立してはならないという規定は、戦後の

時代におきまして、財閥の解体を図つていこうと。アメリカの方から言われて、財閥の解体を図つていくという意味においてこの持ち株会社の設立を禁止する、こういうふうな格好でてきた話。それを、経済の規模が大きな形、あるいは集中がひどいという形で、この点だけ押さえればよろしいという形で九年のときにやつたわけです。しかし、果たしてそれが今いいかどうかというような問題も私はあると思います。

これは基本問題でありますから、今回はその辺の関係を若干修正しておられますけれども、私はこの辺の問題を、大きく経済が変わってきた、そういうことからもう一遍考え方直していくかなくちやならない。

特にアジアの関係で、非常な経済的な交流が進んできている。ヨーロッパで通貨圏が、EUで通貨圏が一つになつて、アジアでもいろいろな自由貿易地帯とか云々な話が出てきている。昨今は、シンガポールで自由貿易地帯をつくつていてましょと、こういうふうな話です。

今度は、中国とやはり日本が貿易をしていくときに、中国は中国だ、日本は日本だという話でなくなつてくるだろうと思うんです、隣国との間に。そうしたときに、一体中国の方をどうするかということを考えていかなくちゃいけない。

中国は、かつては社会主义の国であった。したがつて、みんな國營企業でやつておつたんです。そうではなくて自由企業が随分ふえてきている。しかも中国でも、社会主义の国でありますものが、今や独占禁止法をつくつていいこう、そういう形で日本にも勉強に来たりヨーロッパにも勉強に行つたりしているわけです。

そういう自由競争の体制をアジアにもつくつていく、こういうふうな話になつたときに、一体この辺をどういうふうに考えていいかなど。これらからやはり考え方を私はやつていかな

思ひますが、この辺は将来の問題として考えていかなくちゃならない。公正取引委員会としてこの系列の問題を外しちゃつたら、公正取引委員会の存続が問われるんじゃないか、こういうふうな心配もあるかもしれません。しかし私は、その心配よりは、経済の実態、日本の経済の国際化にあって、必要なところの規制はやつていかなくちゃならないが、そうじやないとこの規制はやはり考へいくという姿勢をとるべきだらうと私は思つております。

実は、ここでずっとお話を聞いておりまして、この前の委員会、きょうの委員会、私は皆さん方の御意見を聞いておりますと、これは我が党だけではない、民主党も含めてほかの党にもそういう考え方の方々がいる。むしろ政府对我々、こういふふうな話ではなくて、議員の中でいろいろ議論し合つて、こうしたらどうだというような話にしゃつた方が私は物事が進むんじゃないかなぐらいに思つておる。私は、聞きましてそういうふうな感じを持つたところであります。

まあ、きょうはそういうことであります。せつから政府から出してきた案でありますからこれを修正するとかなんとかそういうふうな話はしませんが、私が、問題点は確かにあつたからこそ、このふうに思つております。

そういうことについては大きなエネルギーが必要のですから、まだなかなか、私どもの役所では日々の仕事に追われてそこまでいっていないわけでございますが、おつしやるようなことについて私どもは全く否定する気持ちもありませんし、そういう役所の権限についてどうだということは全く考えておりませんので、今後とも御指導をお願いしたい、こういうふうに思つております。

〔委員長退席、伊藤(達)委員長代理着席〕  
○林(義)委員 終わります。

○伊藤(達)委員長代理 この際、お諮りいたしました。本案審査のため、政府参考人として中小企業庁次長小脇一朗君の出席を求め、説明を聴取したいと存じますが、御異議ありませんか。

○伊藤(達)委員長代理 「異議なし」と呼ぶ者あり

○伊藤(達)委員長代理 御異議なしと認めます。よつて、そのように決しました。

それから、最後に触れました中国等との国際的な問題でございますが、確かに中国は今独占禁止法をつくつております。実際私どもの方にも

題、もう一つは、中小企業に対する金融機関の優越的な地位を利用した取引、この二点についてお伺いしたいと思います。

まず最初に、談合の件なんですが、先ほど委員長から御説明がありました。大変難しいと。談合はほとんどもう巧妙になつて、これを摘発するのには難しい、唯一できるとすれば内部告発じやないかな、こういう御説明がございました。

この内部告発、新潟県の刈羽村とそういうところに電源三法交付金の公共事業がございまして、これはもう一年半、私はやっているんですけども、この中に内部告発がございました。これは大成建設に入札が決まつたんですが、ある大手の入札にかかる方がたまたま前の日に村を訪ねられて、その方のあるお知り合いの方が、親戚に近い方で、つい漏らして、入札は来たけれどももう既に大成に決まつているんだ、こういうようなお話をございました。

この件は新聞にかなり大々的に出ましたので、この件について、これに基づいて談合を調査するというのは非常に難しいと思うんですが、ちょっと委員長にお伺いしたいのは、このようなケースの場合、公取としてはどういうふうに調査を進めていかれるのか、お答えいただけますでしょうか。

（松井正則）特別検査人、私どもの立場から申しますと、具体的な事件についてどういうふうにするか申し上げると非常に不適切だと思いますので、一般的に申しますと、要するに、私どもも、先ほど若干誤解を与えたかもわかりませんけれども、内部告発がなければできないというような話じやなくて、内部告発があれば非常に有力になるといることでございますので、その辺お許しいただきたい、こういうふうに思うわけでございます。

（内閣府告発なり事件の申告がございましたら、その申告に基づいて審査局の方で種々その周りを調べいたしまして、そしてこれは、そういう申告あるいは内部告発どおりの談合的なことがあるといふ感触を得ましたときには、四十六条の立入検査

ということをして、まず、物証といいますか関係書類の提出を命じる、あるいは関係者の供述を得るという形で進んでいくものでございます。そこ

まで来れば、まあ勝負は大体ついているということ  
おかしいですけれども、五〇%ぐらいは勝負はで  
きているわけでございますが、そこまで行くまで  
に大変難しい問題があるということでございま  
す。

○山田(敏)委員 先日来議論がござりますけれども、公取の審査をされる方は約三百名ということですございます。このケースでも、十社ということではなくて、大体二十社とか三十社が対象になるとと思うんですけれども、全部で三百人、仮に二十社へ行くと、公取はいろんな仕事を抱えていらっしゃつて、ちょっと事実上、効果的なこういう談合の取り締まりというのはできないんじゃないかなとうふうに思うんですが、それはいかがでしようか。

○根來政府特別補佐人 確かに人員の制約があるわけでありまして、今から十数年前までは、談合というのは余りみんなの関心がなかつたというところしかりを受けますけれども、関心がなかつたわけでござりますが、規制緩和ということが急激に進みますと、やはり談合というのはけしからぬという話が、一般的にそういうふうに観念されてきこに思ひます。

たと思うんです。そういうことからいって人員が不足であるということは、これは申し上げていいくべきです。私は、人員は不足であるけれども、一人が二人ぐらいの仕事をやるつもりで事務当局にお願いしているわけでございますので、これという事件については、もう三百人といわば、ほかの係の者も勤員いたしまして適正に対処することと思つております。

〔伊藤(達)委員長代理退席、委員長着席〕  
○山田(敏)委員 剱羽村の生涯学習センター、ラ  
ピカの建設、それから運動公園を建設したんです  
けれども、この件は非常に詐欺的な工事が行われ  
まして、世間あるいは住民の方は非常に強い関心  
を今まで持っております。

先ほど、談合があつたのではないかという情況証拠的な数字がいろいろございます。例えば、備品の購入が九九・九九%というので決まつてい

これは図書館の備品でござりますけれども、納められた方が、備品を扱う方じやなくて弁当屋さんだった。しかも、スチールのパイプいす、これが一個六万円、一メートルの丸テーブルが十一万円、図書館の四人がけの机が百万円とか、それ

が九九・九九%の購入と いうことで、非常にこれは、情況証拠的に極めておかしい。

これは、備品だけじゃなくて、この工事そのものが、実は始めるときに、総合コンサルタントが周りの類似した施設を全部調べまして、適正な基準価格は平方メートル当たり三十五万円ですといふ結論を出して始まったのです。ところが、これは延べ面積が約八千平方メートル、三十五万円にしますと二十八億円になるのですが、この入札工事費は四十七億円で決まりました。差額は約二十

億円になります。  
経済産業省にきょう来ていただいているのです  
けれども、この交付金の申請書類が、あるいは単  
価がかなり最初から異常なものであつたというこ  
とがあります。これは、詳しく言いますと時間が  
ございませんので簡単に申し上げますけれども、  
あと、運動公園、これは写真を持つてきており

私も現場に行って見てまいりましたけれども、本当にびっくりするような件がたくさんございました。

ちょっとと遠くであれなんですかけれども、例えは、コートの真ん中にひび割れが入っている。ケートボール場は雨が降ると水たまりができる。もちろん地盤沈下とか、もつとひどいのは、これをつくったときの埋め立て、これは、この下が産

業廃棄物ですから、土を一メートルぐらい埋め立てて運動場をつくるということなんですが、もう表面に産業廃棄物がたくさん出てきまして、これはコンクリートの塊、産業廃棄物ですね。これは表面をちよつとさわっただけでこんなに出てきました。これでも取り切れなくて、取った後、まだ

表面に産業廃棄物が出ている。あるいは基礎工事がずさんであるためにこの前が沈下している。こういう、およそ三百カ所ぐらい非常におかしなこ

とが起きました。  
そこで、ちょっとと経済産業省にお伺いいたしました。  
このラピカの本体と別に、約二十億円で源土運動公園、今写真でお見せしました。ちょっとと常識です。

では考えられない工事が行われたわけですけれども、これについて一切調査、検査、そのたぐいのものは行われていないよう思うのですが、副大臣、いかがでしようか。

○迎政府参考人　お答えいたします。

刈羽村の生涯学習センター、ラ・ピカにつきましては、補助金の適正な執行上、問題を生じたということは大変遺憾なことだと思っております。それで、私ども、この問題が起こりましてから、生涯学習センター本体あるいは陶芸館、茶道館等

の建設工事については各種調査等を行いました、昨年末、会計検査院の御指摘も踏まえた上で、最終的な結論として補助金の返還という手続をとつたところでございます。

それから、ただいま源土運動広場についての御指摘がございましたけれども、これは村に対する交付金の適正執行というふうなことで、私どもが

調査をした対象には含まれておらなかつたわけでござります。

これは、県を通じて村に交付をした事業といふことでございまして、私ども、直接調査はいたさなかつたわけでございますけれども、会計検査院が、ラピカの本体と同時に、この運動公園、源土運動広場の交付事業についての会計検査を実施しておりますし、その中では、先生御指摘の産業廃棄物の混入につきましては、多目的広場全体の施工が不適切であるとまでは認められない。ただし、こういった混入が広範囲に及んでいるとすれば、その利用に支障が生じるおそれもあるのではないか、こういうふうな御指摘を得ております。それから、地盤の沈下につきましては、地盤の

沈下の予測を正確に行なうことが技術的に難しいと  
いうふうなことを考慮すると、現状ではやむを得  
ないという検査院の認定をいたしておりますところ  
でございます。

したがいまして、工事が不適切といふうな  
あるはそれに係る補助金を返還すべきである、  
こういう御指摘は受けなかつたわけですがそれど  
も、実際にその利用に支障が生じるということで  
埋め戻しをするとか表面を直すとか、そういうた  
めますいわけでございまして、これは、当事者の  
村等で埋め戻しをするとか、そういうことを実  
際に行って、利用に支障が生じないよう適正な  
埋め戻しをするとか表面を直すとか、そういうた  
めで対処をしておる、こういうふうなことでござ  
ります。

○山田(敏)委員 会計検査院の調査を私も見まし  
たけれども、今、会計検査院が調査したからこれ  
は大丈夫だというような御答弁だつたのですが、  
私も現場に行きました。ちょっと雨が降ると水漫  
しになります。とても運動場として使えるような  
ものじゃありませんし、ゲートボール場なんか傾  
いていますから、これは基礎から非常に不正が行  
われた。その周りに芝生が生えているんですが、  
そこにいろいろなプラスチックとか産業廃棄物が  
むき出しなになつていて。これで適正な工事が行わ  
れたということは、この会計検査院及び経済産業  
省の検査そのものが適正ではないということでは  
ないでしようか。

去年、古屋副大臣にお願いしまして、このラピ  
カの最終検査、通産省の検査を行つて、八十億相  
当のお金が払われたわけですけれども、四回にわ  
たつて検査されている。これはもう御存じだと思  
うんです。茶室とか今の備品とか、非常に詐欺  
的な工事がたくさんあるんすけれども、これにつ  
いて一件も発見できなかつた。すべて問題あり  
ませんということで、全額支払われたわけです。  
そもそも、単価が異常に高いということについて  
も言及がなかつた。

そこで、副大臣にお願いして、その検査をされ  
た四名の方がわかりますので、もう一度、どうい  
うことです。

う検査をしたのかということをお願いしました。  
副大臣は課長補佐の方に言われて、この検査結果  
をいただきました。その担当官が、どういうふう  
に見たんですかと。例えば、御存じのように、茶  
室の十三万円の費が数千円の費だつた。数万円の  
かわらが、三百円のかわらが入つてある。総御影  
石の数百万円の庭石が、何でもないただの石が置  
いてある。あるいは總ヒノキづくりの室内が、そ  
れが全部合板で、厚さ三ミリで張つてある。こう  
いう、もう市民でもわかるようなことがたくさ  
ん、今、私は図書館の備品も申し上げましたけれ  
ども。

そこで、四回にわたつて延べ九名の方が最終検  
査をして、確定検査をして、問題ありませんとい  
うことですので、一応このヒアリングをされた結  
果がございます。これを見ますと、何を見たんで  
すか、どういうふうにやつたんですかと。これは  
はつきりお答えにならないんですね。例えば、ざ  
つと見て、何もなければ大丈夫と判断しました。  
いや、現場を見たんですけど。いや、図面を見る  
のが忙しくて現場を見ていません、たしか五時ご  
ろ終わつたから六時ぐらいに行つたと。すなわ  
ち、六時、七時というのはもう日が暮れています  
から、一時間しか現場を見ていない。朝行けばい  
いんですね。そういうことが延々と続いているわ  
けです。

それで、一体全体、現場で何をしたんですかと  
言ふと、巻尺を持って長さをはかつた、これを一  
カ所二カ所やりました、ブールの長さをはかつた  
とか。余りにもやり方が幼稚過ぎちゃつて、とて  
も八十億円の国費を使う立場の役所の態度ではな  
い、こう思います。

○古屋副大臣 昨年の委員会のときだつたと思  
いいただいております。

○山田(敏)委員 国は、原子力行政、非常にエネ  
ルギー問題の根本にかかる問題を持つております  
。この刈羽村は、住民投票が行われまして、プ  
ルサーマルの住民投票の結果、否決をしたわけで  
す。その刈羽村の住民の方が私の部屋に来られま  
した。どうして反対するんですかとということをお  
聞きいたしました。結局不安だと。どうしてプ  
ルサーマルが不安なんですかと。情報公開が本當  
に正しく行われているという気がしない、こうい  
うことなんですね。

そうすると、経済産業省のエネルギー政策とし  
て非常に重要な課題は、住民の方がこんなびつ  
りするような工事をしたことに対する後、經  
済産業省が、だれにもわかるように、なるほどこ  
うだといふ形で決着をつけないと、いふことなん  
ですね。先ほどおっしゃつた、二億六千万の返  
還をしたからこれでいいんだ、こういうことなん  
ですが、実はそうじゃない。

ここに資料がございますけれども、もともとこ  
の工事は竣工図面がないんです。竣工した、完成  
した、どこに材料を使つたか、何があるかと、こ  
れは紛失しているんです。後でつくつた。もつ  
と大事なことは、入札したときの設計図面がな  
いんです。四十七億で、何をどんな単価でやつたか  
という図面が紛失しているんです。この竣工と入  
札の図面がない状況で、今二億六千万の差額が出  
ました。これで会計検査院の検査もやりました  
と、こういうことなんですね。後から大成建設と  
相談して竣工図面をつくつた、でき上がつたもの  
を見て。それから、後から入札のときの図面をつ  
くつた、こういうことなんですね。

もうそのこと自体、これは抜本的に一から、經  
済産業省は、今的基本単価に基づいて、これは平  
均的に全部で三十五万だ、約二十億円ぐらいがど  
こか行つちやつたわけですから、運動公園を  
合わせると三十億円近いお金がどこかへ行つてしまつた、こういう観点をもつとやつていただき  
たいと思うんですね。

今、入札、それから竣工図面、後でつくつたも  
のなんですかと、それに基づいて調査をされ  
て二億六千万。この図面が、その積算が今正しい  
ということなんですかと、これは、住民の方  
たちが、この膨大な資料を大変な時間をかけて、  
一つ一つ単価と金額を全部チェックされまして、  
この間違の箇所の一覧表を私に届けてこれられ  
ました。

これは大変な間違がたくさんございます。単  
価の間違い、集計そのものの間違い、それから掛  
け算をするときに一けたわざと間違つてたり、  
帳じりを合わせたものなんですね。要するに、交

付金を申請したときの金額より設計図の金額は低いということをつくるためにこの積算数をやつている。

これを全部やり直して、この面だけをやり直してみたら、その反対になっちゃつたんですね。交付金申請より設計図の方が単価が高くなる。どういうことかというと、今資源エネルギー庁、答弁なさいましたけれども、会計検査院がやつたからという、会計検査院はもちろんこれに基づいてやつているわけですねけれども、ということにはならないと思うんですね。

**副大臣**、もう一回この件を、今のエネルギー行政は非常に私は大事だと思うんですけれども、住民の方が納得できる形でもう一回抜本的な検査が必要だと思うんでございます、よろしくお願い

か。 小要がと見えて下さいとも いかがでしょう  
○古屋副大臣 具体的な事実関係については事務

方の方から再確認の答弁をさせますけれども、基本的に私ども、この事件が起きまして、まず、私どもが基本としてしっかりと実行していくべきやいけないことは、まず内容を明らかにさせること、それからもう一つ、やはりこういうことが二度と起きないように体制を組むこと、これは私は重要だと思う。特に、やはり信頼を回復すると

いう意味からは、今後こういうことが二度と起こらないようにする、そのため私も、今申し上げましたように再発防止策も対応させていただきました。

一方では、こういった施設をつくるときに、やはり基本計画からしつかり内容を吟味した上で、そして交付金の交付要綱に基づいて、それに従つて、いろいろ批判を受けないように、例えば華美な施設に過ぎないとか、こういったことも含めて対応していくことが一番重要だと思つております。そして、私どもはそういう視点に立つて対応してまいりたい。また、事務方にもそういった趣旨の指示を徹底させていただいているります。

また、事実関係につきましては事務の方から答弁をさせます。

○迎政府参考人 当省で調査をいたしました際  
に、やはりこういった事業が適正に行われている  
かどうかをチェックする上において、当初の設計  
というものがあった。こういったものはできるだけ訂  
正をいたし、適正なものに復元をする、あるいは  
図面等現在存在しなくなっているものにつきまし  
ても復元をするというふうなことができるだけ行  
いまして、これをもとに、当初設計の、交付申請  
時の設計の内容と実際の工事内容、金額を精査し  
た上で評価を行つたものでございます。

私どもとしては、当然、補助金執行をする立場  
ということでござりますので、会計検査院にすべ  
て投げる。こういうふうなことではなくて、私ど  
もとしてできる限りのきちつとした調査を行つた  
というふうに考えておるところでございます。

なお、検査院の方でさらに精査をそれについて  
されまして、例えば施工管理についての考え方、  
私どもは、工事の不適正な部分に相当した施工管  
理の金額の返還ではないかというふうなことを考  
えたわけでござりますけれども、そもそも、その  
施工管理にかかる交付金については全額返還す  
べきというふうな検査院の方の、私どもと異なる  
見解等がございました。

こういったものを踏まえて最終的な結論を出  
したということをございまして、そういう意味にお  
いて、私どもとしてもできる限りの調査を行い、  
なおかつ、検査院の指摘も踏まえた上で適切な補  
助金の処理を行つたというふうに考えておる次第  
でございます。

なお、その再発防止について力を入れていかな  
ければならないということは、ただいま副大臣が  
申し上げたとおり、私どもとしても、これはきち  
つとやつていかなければならぬ、こういうふう  
に思つております。

○山田(敏)委員 今のお話も、去年のお話と一緒に  
なんですかれども。

まず、二つ確認したんですが、一つは、計算が違っているという書類がそちらへ行っていますか。これを認めになりますか、どうですか。  
○迎政府参考人　ただいま御指摘の点について私は、私どもでも入手をしております。事実関係として、誤記、計算ミスというものがあるというふうなことを認識した上で、これについての処理を調査という形でお出しをした、こういうふうなことでございます。

○山田(敏)委員　ちょっと今のは意味不明なんですか。これは認識した、これは正しい、だけれども、これは考慮に入れなかつたと。ちょっと意味不明なんですか。もう一回答弁して

私の質問は、これを認めるかどうかということ  
が一点。もしこれを認めるのであれば、今まで会  
計検査院及び通産省がやったデータそのものが非  
常にあいまいな、いきかげんな、ざさんなもので  
あつたということだと思うので、もう一度、私が  
副大臣にお伺いしたいのは、最初の原点に戻っ  
て、今言いましたように、これはもともと図面が  
存在しないんですね。入札の図面がない、竣工の  
図面がない、どこがどうなつてているのかわかりよ  
うがないものを調査したとおっしゃっているん  
ですね。

価格を出して、平米三十五万ですね、これに基づいてやるべきであれば、住民の方々も納税者も納得ができるというふうに思うんですけども、それを検討していただけますでしょうか。

○古屋副大臣　今、その点につきましては迎部長から答弁をさせていただきましたけれども、再度事務的に確認をした上で委員に御報告をさせていただきたいと思います。

○山田(敏)委員 ありがとうございました。では、次の質問に移らせていただきます。

を利用した取引についてお伺いいたします。  
平成十三年の七月に公正取引委員会がアンケートをいたしました。結果はここにございます。こ

れを見ると、こういうアンケートに基づいて、金融機関に対して独占禁止法上の問題となる行為を文書で知らせた。したがって、金融機関の優位的な地位を利用してやつた独禁法違反のものはもう

ないんだ、問題ないんだ、こういうような御説明でございました。

いうか、やつても意味のないことをおやりになつた。一つは、今、金融機関が一番優位的な地位を利用させて取引をしているのは、中小企業を相手こ

やつて、いるんです。大企業相手にはこういうこと

まず、二つ確認したいんですが、一つは、計算が違っているという書類がそちらへ行っています。これを認めになりますか、どうですか。

○迎政府参考人　ただいま御指摘の点については、私どもでも入手をしております。事実関係として、誤記、計算ミスというものがあるということを認識した上で、これについての処理を調査といた形でお出しをした、こういうふうなことでござります。

○山田(敏)委員　ちょっと今のは意味不明なんですがれども、これは認識した、これは正しい、だけれども、これは考慮に入れなかつたと。ちょっと意味不明なんですけれども、もう一回答弁していただけますか。

○迎政府参考人　これは過去においてつくられた積算等、ちょっとこの書類というのについて計算違いとかがあるというふうなことでございまして、そういうものを織り込んだ上で、我々は交付金の額の適不適というのを調査して判断したということです。

○山田(敏)委員　部長　それは事実認識の誤りです。これは補助金申請が終わつたその後で出てきたものなんです。これを踏まえてやつたわけじやないんです。これは後から出てきたんです。事實じやないです。

○迎政府参考人　おっしゃるとおり、補助金申請の後の書類であることは確かでございます。ただ、我々が昨年来、交付金の適正な額はどうかというのを調べる際に、こういったものが存在をして、こういったものを踏まえ、誤っているものを訂正して、その復元をした上で交付金の額の適不適を私どもで判断をしたということでござります。

○山田(敏)委員　時間がかかりますので、部長、もう一回しつかり勉強して出てきてください。交付金の返還請求をした、それは、この間違の書類に基づいてやつてあるんです。その申請をした後にこれが出てきたんです。もう一回、ちょっとよく事実を勉強して、後で書類で届けてございま

は、このアンケートにお答えになつた方は、三八%しか中小企業の人は入つていません。日本全国で九九・七%。しかも質問事項は、公取が最初からつくったもので、本当に今、中小企業の方が銀行の約定書によって非常に不当な取引を強いられているという現状が何も出てきてない、こういうふうに思います。これについてコメントしていただけますでしょうか。

○橋崎政府参考人 お答えいたします。

公正取引委員会では、最近の金融取引の実態の変化を踏まえて、どういうふうな取引が行われているかという実態、主として融資を受ける企業の側から、アンケート調査によりまして不公正な取引方法の観点から調査をしたものでございます。

先生御指摘のように、五千社に対して調査をしたわけでございますけれども、アンケートの送付先の分布は、大企業が二二%、それから中堅企業が三八%、中小企業が三九%、約四〇%。こういった形で、大企業であると中小企業であるとを問わず、無作為に抽出をしてアンケートをやつたわけでございます。

そして、主として不公正取引の観点からといったことでございまして、融資に係る取引条件の設定にかかる設問、それから、金融機関が商品、サービスを提供しているわけですけれども、それ以外、融資以外の商品等の押しつけ販売等があるかないかといった観点から調査したものでございます。

○山田(敏)委員 このアンケートをやるとき、一回現場をしつかり歩いてアンケートの項目をつくつていただきないと、質問した以外答えられないんですから。

今、中小企業の問題、非常に大きな倒産がふえております。金融機関は個人保証をやります。その中で、本来必要でないものについても連帯保証

をとる、あるいは第三者保証をとる。これは中小企業で日常的に行われております。この中小企業が、連帯保証はお断りします、第三者保証はお断りしますと言つたら、融資はできないんですよ。このようなことは、優越的な地位を利用して必要以上にそういうことをやつたために、どんなことが起こっているか。

今、倒産が非常にふえておりますけれども、御存じのように、個人保証をやると身ぐるみ全部はがされる、日本の法律は今、自由財産ありません。二十万しか残らない。次の日から生きていくことができない。それがたまたま連帯保証をしたとか、そういうことが起つていてるんですね。

今、大体一万五千人の方が、この経済的な理由によってみずから命を絶たれている。私は先日地元に行きましたら、心不全で亡くなつたという経営者の方がいらっしゃいます。しかし、よく聞いてみると、これは自殺なさつたというようなことでもございまして、数としては社会的に非常に深刻な問題を提起していると思います。

この個人保証について、優越的な地位、この質問の中に入つてないんですよ、それが。一問もないんです。まだほかにもたくさんありますね。例えば、保証を要求するときに説明しない。根保証、額を決めないで保証する。これについて、さるつもりございませんけれども、法律の執行という立場からいふと少し問題が内包しているんじやないか。

ただ、それも、事案によつてはそれはあり得る事例もあると思いますが、そこは詳細に検討しないと何とも申し上げかねるところであります。

○山田(敏)委員 委員長、まさに詳細に検討していただかないといけないんですね。

中小企業は、お金を借りるときは約定書とい

うのがあるんですよ。そこに書いてあるんです。これはまさに継続的な取引なんですよ。不特定多数の人々に、約定書といふのは印刷してありますから。その中に、ひどいケースは、相手方に渡して、それは断じて許されない話だ、こういう前提でございますが、ただ、独占禁止法の問題から少し離れている問題ではないかと。

要するに、独占禁止法というのは、継続的な取

引がございまして、その取引条件をバックにしまして、そして不公正な取引方法に及ぶということがありまして、ただ、契約の際に個人保証を求める、あるいは連帯保証を求める、それだけでは、私たちの狭い間口からいふと違反にならないということしか言えないわけで、そういう意味で私は、大変答えにくい問題だということを申し上げたわけでございます。

やはり継続的な取引とか、何か継続的な問題、よく国会でも問題がございましたけれども、貸し済りという問題がございます。貸し済りも、それは中には独占禁止法違反というのもあり得るわけございますが、单なる貸し済りは、やはり優越的地位の乱用にはちょっと当たりにくいということがござります。

そういう御質問の御趣旨は、気持ちとして大変よくわかるわけでございますし、私個人として、それが結構なことだということは決して申し上げ

ないか。

ただ、それも、事案によつてはそれはあり得る事例もあると思いますが、そこは詳細に検討しないと何とも申し上げかねるところであります。

○山田(敏)委員 委員長、まさに詳細に検討していただかないといけないんですね。

中小企業は、お金を借りるときは約定書とい

うのがあるんですよ。そこに書いてあるんです。これはまさに継続的な取引なんですよ。不特定多数

の人々に、約定書といふのは印刷してありますから。その中に、ひどいケースは、相手方に渡して、それは断じて許されない話だ、こういう前提でございますが、ただ、独占禁止法の問題から少しせ離れている問題ではないかと。

要するに、独占禁止法というのは、継続的な取

いけるお金を残すと。だから、アメリカのベンチャーキャピタリストは、倒産したら次の日から新しい会社をつくってやればいいじゃないか、こういうふうに言いました。

私が、サンフランシスコでシンボジウムをやつたときに、日本では、非常に優秀な企業の経営者でも、今、連鎖倒産ありますね。取引先がたまたま倒産して、企業自体は立派にされているんですけれども、融資を受けなきやいけない、そうすると担保不足、それで銀行は断る、そうすると倒産。個人保証がありますから、優秀な方も、みずから命を絶つて保険金で家族の生活費を出さないと次日の日から生きていけない。こういうのがあるんですよと言いましたら、アメリカのベンチャーキャピタルの方は、そんな不思議な、そんなこの世のものとも思えない、そんなことがあるんですねか、倒産したら次の日から新しい会社をつくってやればいいじゃないかと。これを経済産業省はどういうふうにお考えになりますでしょうか、副大臣。

○古屋副大臣 確かに日本は、個人保証を中小企業はとつております。それによって、今委員の言うように、余り言葉は適切かどうかわかりませんが、身ぐるみはがされてしまう、そういうリスクがあると、今廃業が創業を上回っている中で、本当に能力があって、なおかつやる気もある、こういう人たちが、余りのリスクの大きさにやはりちゅうちょしてしまうことがあると思います。

したがいまして、この個人保証をどうするかという問題につきましては、今幾つかのいろいろな場面で検討されている。例えば、きのうも委員、総務委員会で御質問されて、私も議事録を拝見させていただきましたが、破産倒産法制、今度法務省の方で検討されております。私どもも、やはり中小企業者の実態というのはよくわかつてもらわなきやいけないものですから、その研究会に実際に中小企業者もメンバーに入ってそこで意見を表明してもらっていますし、また、我々中小企業厅

からも行つて、これはしつかりやる。

もう一方では、これはもう平沼大臣が何度も言っておりますように、また、私どもも昨年の臨時国会でまとめましたように、やる気と能力のある人に対しては、例えば創業するときには無担保無保証、個人保証なし、これでスタートさせようじゃないかということで、現実に今、四月時点で既に三百四十件の実績が出てきておりまして、これも徐々にそういう姿になつてきております。

それからもう一つは、事業内容を担保にして融資をしていく制度、そして、それにはどういうリスクがあるのかということをやはりしっかりと分析をしていかないといけない。我々、クレジット・リスク・データベースをつくりまして、信用協会あるいは政府系金融機関がそれを推進しておりますけれども、やはり民間の企業にもそういうものを大いに取り入れていただきたい。私どもも、そのためにはいろいろなデータベースの提供等々協力はさせていただくということで、各金融機関にも働きかけをさせていただいております。担保至上主義からこれからは能力至上主義というふうに転換をしていくチャンスだと私は思つております。

○山田(敏)委員 最初におつしやった破産法の改正ですが、これは去年十一月に日経新聞の一面に出まして、アメリカ並みの、今言いましたように、大体、年間現金を四百万残す、それから車を残す、それから、家を売った場合には二百萬、一年間だけ住める住居費を残す、こういうのがアメリカのやり方なんですけれども、それについて破産法で改正を行うという記事が出ました。実はこれが間違の記事でございまして、破産法は今現在二十一万円まで、これをせいぜい三十万円にしようとか四十万円でこうかとか、そういう議論をなさっている。

さつき副大臣が御案内されていましたように、きのうも私言いましたけれども、こういう問題を議論する審議会部会、この倒産法部会では、二十名の委員の中では会社の経営を知っている人はた

つたの一名しかいない。そこで議論をして、いや、法律的にはこうだ。しかし、本当にその法改正で影響をもろに受けるのは企業の経営者なんですね。これをぜひ法務省に対して本当にしつかります。

そこで、破産法について、経済産業省としても、うちよつと自由財産を思いきつてやるよう申し入れをしていただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。そこで、破産法について、経済産業省としても、うちよつと自由財産を思いきつてやるよう申し入れをしていただきたいと思うんですが、いかがで大変なコストがかかるというふうになつております。

そこで、破産法について、経済産業省としても、うちよつと自由財産を思いきつてやるよう申し入れをしていただきたいと思うんですが、いかがで大変なコストがかかるというふうになつております。

そこで、破産法について、経済産業省としても、うちよつと自由財産を思いきつてやるよう申し入れをしていただきたいと思うんですが、いかがで大変なコストがかかるというふうになつております。

○小脇政府参考人 お答えを申し上げます。

一般的に申し上げまして、中小企業の多くの方々、企業資産が大変少のうございまして、経営者個人として保証あるいは財産への担保を付さなければ資金調達がなかなかできない、こういった現実がございます。

こういった現実のもとで、融資に際しまして、ある程度個人保証を徴求するということはやむを得ない面がある、このように考えておりますけれども、ただ、先生御指摘のとおり、金融機関が過度に担保あるいは個人保証に依存せずに、中小企業に対しまして円滑な資金供給を図るということが極めて重要な課題であるというふうに認識をしております。

したがつて、これは、政府系、民間金融機関を問わず、債権保全の必要性も念頭に置きつつも、担保主義を前提とした融資方法を見直して中小企業の事業内容に着目した融資を行るべき、このように考えているところでございます。

とりわけ政府系金融機関においては、その先導役を果たしていく、そういう役割が期待されるところでございまして、これまで政府系金融機関におきましては、担保に乏しい、ですが高い技術力を有する、そういう企業に対しまして、ワントレード債を引き受け等々いろいろな政策を拡充してきているところでございます。

はもう担保もなくなつてしまつたということで問題だ、もつと事業のものあるいは経営者そのもの、そしてそういうリスクの評価をする、こういふうにおつしやいました。

そこで、御提案があるんですが、商工中金、中小企業金融公庫、信用保証協会、これは一生懸命経済省に指導していただいて、こういう方向に今検討している、勉強している、こうことですが、まずここから個人保証をとらない、個人保証以外のリスクを担保するやり方でやつて、うまいようにやつて、こう、こういう提案はいかがでしようか。

そこで、御提案があるんですが、商工中金、中小企業金融公庫、信用保証協会、これは一生懸命経済省に指導していただいて、こういう方向に今検討している、勉強している、こうことですが、まずここから個人保証をとらない、個人保証以外のリスクを担保するやり方でやつて、うまいようにやつて、こう、こういう提案はいかがでしようか。

いたします。

あと一点。これ、平成十五年にやる、今から年後にこの破産法の改正を出すと。今申し上げましたように、一日に大体三十三名の方が自殺を、毎日起こっているということを考えれば、役所のルールでこれは一年かかるんだと言わないで、それを三ヶ月でやるとか四ヶ月でやるとか、非常に人命にかかわることですので、ぜひその点もお願ひます。

それから最後に、先ほど経産省は、個人保証、担保主義で今までやつてきたわけですが、それで

そしてまた、昨年の秋には先取り掛け債権担保融資制度を創設して、以下その普及啓発に全力を挙げておるところでござりますし、さらにも先ほど古屋副大臣からも御答弁がございましたが、創業を志す人のリスクの挑戦を後押しする、そういう観点から、担保や、あるいは過去の勤務経験ではなくて事業計画、ビジネスプランそのものを審査いたしまして、すぐれた内容の創業者に対しましては、無担保で、かつ第三者保証、そしてまた本人の個人保証なしで国民生活金融公庫が保証する、融資をする、そういう新創業融資制度を創設をしたところでございます。

機関におきましては、個人保証あるいは担保に過度に依存せずに、中小企業の事業内容に着目したそういう融資制度の拡充に努めてまいりたい。このように考へておるところでございます。

○山田(敏)委員 言葉はいいんですけども、具体的に今おやりになるということですので、ぜひ早急に実態的なものを挙げていただきたい。また引き続き議論したいと思います。

副大臣にお伺いしますが、アメリカやドイツは、金融機関、今、独禁法でお伺いしましたけれども、取り締まりの法律がござります。我が党も、金融機関取引規正法というものなんですねけれども、今独禁法の方でなかなか、ほとんど手つかずになつております。

アメリカ、ドイツでは、こういう不平等的な、一方的な話、今私が申しました約定書を見ればわかるんですけれども、そういうことを、違反である、法律で禁止する。中小企業者と金融機関の地位は圧倒的に違うわけですね。借りようとする人と貸す人と。それによってこれをしつかりとやつてお答えいただきたい。

○古屋副大臣 大切なことは、やはりすべて個人保証でがんじがらめにするという体制をいかにし

て脱却していくかということだと思います。ドイツの例を出されましたけれども、法律で対応しているところもあります。やはり私たち、その実態をいかに変えていくかというところが経済産業省としては極めて重要なことだと思います。

要するに、過度な個人保証による責任追及の弊害を改めていく。このために、今私も答弁申し上げましたけれども、事業内容に着目をして融資するにあるとか、あるいはCRDをさらに活用して、人によってリスクが違うわけですね。そういうときには、例えば弾力的に金利を変えて、金利の多様化によって運営をしていくとか、いろいろな工夫が私はできると思います。

そういったことを所管官庁にも積極的に働きかけて、私どもとしての考え方あるいは方針を実行していくために努力をしてまいりたいと思っております。

○山田(敏)委員 今のところ、今の金融機関の取引規正法についてはお考えになつていなかつておらず、早急に実態的なものを挙げていただきたい。また引き続き議論したいと思います。

副大臣にお伺いしますが、アメリカやドイツは、金融機関、今、独禁法でお伺いしましたけれども、取り締まりの法律がござります。我が党も、金融機関取引規正法というものなんですねけれども、今独禁法の方でなかなか、ほとんど手つかずになつております。

アメリカ、ドイツでは、こういう不平等的な、一方的な話、今私が申しました約定書を見ればわかるんですけれども、そういうことを、違反である、法律で禁止する。中小企業者と金融機関の地位は圧倒的に違うわけですね。借りようとする人と貸す人と。それによってこれをしつかりとやつてお答えいただきたい。

○古屋副大臣 大切なことは、やはりすべて個人保証でがんじがらめにするという体制をいかにし

た部分自由化におきまして、主要電力会社以外のシェアは今も数%、平成十三年八月現在は〇・〇九%と、いまだに地域独占の状態が続いているあります。この電力の自由化ということを申し上げますと、すぐに皆さんはアメリカのカリフォルニアの電力危機のような市民生活を麻痺させる大事件を引き合いに出して、自由化そのものに問題があるという意見もございます。しかし、経済産業省の調査報告書が指摘しているように、カリフォルニアの電力危機は、発電能力確保義務の欠如などとされおりません。

政府においては、このカリフォルニアの経験を踏まえ、三年後といわず、早急に電力の完全自由化の制度設計に着手するべきであるとは私は思つております。特に、発電と送配電の分離は、この自由化を進めていく上には不可欠であると思つていますが、これに対して大臣の考えを聞かせてください。

○平沼国務大臣 お答えをさせていただきます。電力につきましては、御指摘のように、平成十二年三月から、全需要の約三割を占める大口需要家に対する小売の自由化というものを導入させていただきました。

自由化導入後、約二年間経過をいたしましたけれども、これまで新規参入者として届け出があつたのは九社でございます。このうち、六社が既に電気・ガス、鉄道などの自然独占事業につきまして、平成十二年の独禁法の改正におきまして適用除外を定める規定が廃止されました。これによつて電力が部分自由化されました。特に、電力の自由化については世界的な潮流となつております。また、この間の電気料金の推移を見ますと、まず規制料金につきましては、平成十二年十月に各社平均五・四%の値下げが行われました。また、この件に関しましては、平成十二年から始まつ

た部分自由化におきまして、主要電力会社以外の追加値下げを行つたなど、多くの電力会社で追加値下げの動きが見られています。

次に、自由化部門について申し上げますと、例え官公庁の電力調達入札の結果を見ますと、従来比で大体数%の値下げの例が少なくなく、中には、例え鹿児島県の庁舎ビル、これは九州電力でございますけれども、最大二〇%強の値下げの例も見られるところでございます。

このように、新規参入者の実際のシェアというものは御指摘のとおりまだ低いものでございますけれども、こうした規制緩和による動向を踏まえて、確実に現実の料金は低下をしている。このことは、私は効果があつたと思っております。

経済産業省としましては、こうした現行制度の運用実績でございますとか、海外自由化の事例の成果が明らかになつてきたことを踏まえまして、昨年十一月に総合資源エネルギー調査会のもとに電気事業分科会を立ち上げました。そしてそこで、電力の安定供給を効率的に達成し得る公正かつ実効性のあるシステムの構築に向けて、今後の電気事業制度のあり方はいかにあるべきか、これについて今御審議をいただいております。

具体的に申し上げますと、本分科会では、五回にわたりまして、現行制度の評価でございますとか海外の事例及び電力の今後の需給構造についての審議をしていただいておりまして、その結果を踏まえ、中間でございますけれども、本年四月四日に具体的な論点等の整理を行つたところであります。今後は、これを踏まえまして具体的な制度のあり方に関し検討を行つていただく予定になります。

御指摘のように、送配電部門の中立性の確保は公正な競争を確保する上で極めて重要であると考えておりますが、これを担保する仕組みについてはさまざまなる考え方、方法が考えられます。今後、この分科会の場において、予断を持つことなく幅広く検討をしていただき、そしてよい方向を出していただきたいと思っています。

御指摘のカリフォルニアの電力クライシス、こ

のことを私どもはある意味では他山の石とさせていただいています。それは、いろいろな要因があつたと思ひますけれども、電力を使う

家庭あるいは工場、そういう電力の消費者の皆様方に、やはりそういうカリフォルニアのようなクライシスがあつてはならない、いかに安定的な供給が担保できるか、そして安全性をいかに確保できるか、こういう視点も私は非常に必要だと思ひますので、いずれにいたしましても、総合的に、

そして最終的には消費者がコストの面でその利益を享受できる体制を築いていくことが肝要だ、このように思つております。

○大島(令)委員 発電と送電、配電を、今の制度ですと主要な一般電力事業者が一括して持つていますね。ですから、自由化されましても結局送配電部門が自由化できない。ですから託送料金を新たな業者が払うわけで、これが外国では一キロワットアワー一円のところを大体日本では三円である。しかし、その三円の根拠もまだ情報公開されていないということで、例えば大臣は自然エネルギーを二〇一〇年でしたか、三%まで引き上げると言いますが、では、そういう自然エネルギーを導入するときに、この託送料金が問題になつて電力会社に買ってもらえない、そういう不安、法的に電力会社が発電、送電、配電を持つてるので、そういう法的な安心感がないから新しい発電を試みてもできないという声が出ているわけなんです。

そういう意味で、改めて大臣個人としまして、一電力事業者が発電、送電、配電を持っている、これの分離、完全な分離した会社をつくるということに対しての大蔵の考え方を聞かせていただけないでしょか。

○平沼国務大臣 我が国の託送費用というのは、電力会社の経営効率化努力等を反映した将来の適正な費用をもとに行政が定めたルールにのつて算定をされています。この将来の適正な費用というものはフォワード・ルッキング・コスト、こう

いうふうに言つておりますけれども、そういつたルールにのつとつて算定をしているところでござります。

託送制度というのは、平成十二年三月の小売の自由化と同時に創設されたものでございまして、これまでの二年間の間にも各社平均約七・三%の値下げが行われました。さらに、本年四月一日からは東京電力株式会社が平均五・九%の追加値下げを行つたなど、多くの電力会社でも追加値下げの動きが見られるところであります。

託送料金の国際比較、これは今大島委員も、一円、ほかのところは数倍、こういう例をお示しになられましたけれども、託送サービスに含まれる内容でございますとか各国における設備の建設時点の相違、そういうことから単純なそういう国際比較というのはなかなか難しいところであります。

今新エネルギーということもお話しになりましたけれども、そういう意味では、新規事業者から託送料が高い、こういう指摘がなされていることはそのとおり事実でございます。

私自身としましては、送電コストを含めまして、電気事業の高コスト構造の是正は、制度の検討に当たつての重要な課題だ、このように認識をしております。具体的な託送料金のあり方については、私どもとしては、現在開催されている電気事業分科会の場においても幅広く審議をいたしておりました。具体的な託送料金のあり方についても、平成元年に開始されました日米構造協議において、日本の市場を国内外にも公正で自由に開かれた市場にする観点から、競争政策の重要性が指摘されてきました。しかし、このときの日本の経済状況というのは、経済のグローバル化の中で、日本の過剰な貿易黒字による摩擦が大きくなつて、電気事業の高コスト構造の是正が求められました。

しかし、現在の日本の状況は、これまでの経済社会システムが立ち行かなくなり、抜本的な構造改革によって経済を活性化するとの認識から、規制緩和とともに、市場経済のルールとなるいわゆる競争政策強化方針が打ち出されていると思っております。

そこで、質問でございますけれども、企業の買収、合併などの企業結合を考えたとき、その是非には勘案をしていかなければならぬ、このような考えでございます。

○大島(令)委員 では、参考まで伺いますけれども、平成十二年から経済産業省のビルは、東京電力管内のダイヤモンドパワーと入札によつて契約をしたと聞いておりますけれども、どのくらい安くなつたのか、参考までにお示しいただけますか。

○平沼国務大臣 ここに入札結果の概要がありま

して、当時の通商産業省は、本省のビルと別館、これをダイヤモンドパワー、こういうところにかけました。従来比で削減率というのが出ておりま

して、平成十二年の八月、これは約四%というデータです。それから、平成十三年の八月、一年後ですけれども、二・三%、こういう形になつて

いるところでございます。

○大島(令)委員 いずれにしましても、電気事業者が発電、送電、配電というのを一体化しておき

ますと、これから電力の自由な競争というのがで

きないわけですので、今後前向きに、別会社であ

るという方向性でもつて検討していただきたいと

申上げまして、次の質問に移らせて

いただきます。

次は、公正取引委員会の問題でございますけれ

ども、平成元年に開始されました日米構造協議に

おいて、日本の市場を国内外にも公正で自由に開

かれた市場にする観点から、競争政策の重要性が

指摘されてきました。しかし、このときの日本の

経済状況というのは、経済のグローバル化の中

で、日本の過剰な貿易黒字による摩擦が大きくなつて、電気事業の高コスト構造の是正が求められました。

しかし、現在の日本の状況は、これまでの経済社会システムが立ち行かなくなり、抜本的な構造改革によって経済を活性化するとの認識から、規制緩和とともに、市場経済のルールとなるいわゆる競争政策強化方針が打ち出されていると思っております。

そこで、質問でございますけれども、企業の買

収、合併などの企業結合を考えたとき、その是非

には勘案をしていかなければならぬ、このような考えでございます。

○大島(令)委員 では、参考まで伺いますけれども、平成十二年から経済産業省のビルは、東京電力管内のダイヤモンドパワーと入札によつて契約をしたと聞いておりますけれども、どのくらい安くなつたのか、参考までにお示しいただけますか。

足を置いていくのかという問題であると思います。この点に関しまして、公正取引委員会の考え方をお伺いしたいと思います。

○鈴木(孝)政府参考人 お答え申し上げます。私ども、企業結合規制を考えていく場合に、一定の取引分野における競争を実質的に制限することならないようについてで、この場合、我が国市場における競争を主体として考えていくものでございます。

しかし、世界的には、経済がグローバル化して

いる中で、国際競争力を確保するために経営戦略として事業再編が行われており、こうした状況のもとで、国際的競争力を勘案した企業結合審査をすべきではないかとの意見があることも承知しております。

が国市場における競争を主体として考えていくものでございます。

競争という視点も重要なと考えております。そのため、企業結合審査においては、世界での競争も視野に入れ、グローバルな競争が国内市場の競争に影響を及ぼしているのであれば、国内の市場シェアだけでなく、ユーザーの購買行動、あるいは国際価格と国内価格の連動、輸入圧力等の実態も踏まえて総合的に判断いたします。

なお、国内ユーザーにとって、あるいは国内の消費者にとりまして、国内事業者の供給する商品または役務しか利用可能性がない、国際的な競争の影響を受けないような国内市場への輸入圧力が動かない場合には、国内市場における競争状況が

国内の消費者、ユーザーに不利益を与えないよう

に競争が維持されるということを判断する材料と

してまいりておるところでございます。

○大島(令)委員 公正取引委員会の委員長に御質問しますけれども、今の答弁で、先ほどまでの

一般集中規制は今後どうなるのかという質問に対

して、委員長は、まだ必要であるということで御

答弁されました。私ども社民党も、まだこの法案に対する賛成か反対かの立場が決まりかねて

いるのは、このところに問題があるわけなんですね。

ひよつとすると、これは中小企業の倒れる現状と

いうのを、無視というわけではないんですが、ほ  
うつておいて、実は、海外で企業が戦うに当たり、  
今回の九条も必要ではないかという疑問を感じて  
いるわけなんです。

今の経済取引局長の御答弁を聞いて、本当にこ  
の法案が、日本の国内で中小企業がばたばた倒産  
している現状を守っていく方向になるのか、なら  
ない方向なのか、そのところの考え方を委員長か  
らお聞きしたいと思います。

○根來政府特別補佐人 繰り返し申し上げていま  
すように、従来は、一定の基準額を超える事業会社についてあ  
る量の株式の所有を禁止しておつたわけでありま  
すけれども、そういう一律禁止というのは今の時  
代に合わないんじゃないかということで廃止させ  
ていただくということが第一点でございます。

そして、廃止して、それでは大きな会社が自由  
にやつていいかどうかということについて、そこ  
に私どもが一つの留保を持っておりまして、事業  
支配力の過度の集中というマルクマールを立てま  
して、そういうものについては、株式所有はだめ  
ですよ、こう言つておられるわけでございまして、そ  
こに、大企業、大事業者の恣意的な行動というの  
を抑止しているつもりであるわけであります。

これは御理解いただいていることでございます  
から申し上げることもございませんけれども、独  
占禁止法というのは、中小企業の保護というの  
は間接的な話でございまして、あくまでも競争、そ  
れも公正な競争ということを主体にしているもの  
ですからそないう実現の方法になつておられる  
あります。

また一方では、そういう事業支配力の過度の集  
中ということもやめてしまつたらどうかという御  
意見も片やあるわけでございますが、これは御  
承知のよう、何も企業性悪説に立つわけではござ  
いませんけれども、やはりアスペーのないように増  
殖していく可能性があるものですから、そこにや  
はり歯どめが必要であろう。そういう歯どめをす  
ることによつて、間接的でござりますけれども、

中小企業を保護するということに相なつていくの  
ではなかろうか、こういうふうに思つておるわけ  
であります。

○大島(令)委員 私も、公正な競争は必要である  
という大前提の中で、それがメカニズムとして今  
の市場の中で働いてるかと、これがやがて問  
題であると思っておるわけです。

例えば、一見、訴訟逃れといふことも報道され  
ております日本興業銀行が訴えられた株主代表訴  
訟では、興銀が、第一勧銀と富士銀行とともに持  
ち株会社であるみずほホールディングスを設立し  
てその傘下に入ったため、東京地裁が訴えを棄却  
し、昨年の十二月に和解したわけですね。そう  
すると、持ち株会社、要するに、もう訴えられて  
も利益がないということで、被告適格がなくなる  
わけで、こういうことも起きておるわけですね。

そういう意味での影の部分もこの制度というの  
は出てくるわけで、このあたりのことに対する  
委員長の見解を伺い、最後の質問とさせてい  
ただきます。

○根來政府特別補佐人 これも非常にお答えしに  
きい問題でありますけれども、これは持ち株会社  
の問題というよりも、株主代表訴訟の問題であろ  
うかと思うわけであります。だから、所掌官庁を  
批判、誹謗するわけではありませんけれども、そ  
ういう持ち株会社の制度のもとで株主代表訴訟を  
起きた場合に、どういうふうに後始末をする  
かということを少しお考へいたい方がよかつ  
たんじゃないかな、そういうふうに思うわけで、持  
ち株会社の功罪とはちょっと違うような感じがす  
るわけであります。

○谷畠委員長 達増拓也君。 時間が来たということです  
ので、以上で終わります。

○大島(令)委員 時間が来たということです  
ので、以上で終わります。

○達増委員 公正取引委員会の政府部内における  
位置づけについて質問をします。

今は総務省にあるわけでありますけれども、嚴  
格な独立性、中立性を確保する観点から、よりふ  
さわしい体制への移行を図ることが必要ではない  
ことによつて、間接的でござりますけれども、

かという意見が出ておりまして、例えば内閣府に  
置く方が適当ではないかというふうに私も考えて  
おりますが、これについて、公正取引委員会の方  
で所管している独占禁止懇談会という有識者の議  
論の場、また二十一世紀にふさわしい競争政策を  
考へる懇談会という去年行われた懇談会、そ  
うしたことから、公取委員会を内閣府に置く  
べきという意見が出ておるようありますけれど  
も、その辺どういう議論になつておるんでしょうか

か。鈴木(孝)政府参考人 ただいまの御指摘があり  
ました点で、どういう議論かということを御紹介  
申し上げます。

昨年十一月に出されました二十一世紀にふさわ  
しい競争政策を考える懇談会の提言書におきまし  
ては、「市場における公正・自由な競争ルールの実  
現を目指す競争政策は、経済構造改革をはじめと  
する政府の施策全般の中で、最も基本に位置付け  
られるべき性格のものである。したがつて、競争  
政策を中心的に担う公正取引委員会の位置付け

は、特定の事業を所管する省庁の下ではなく、内  
閣の重要な政策に関する事務を掌る内閣府がふさわ  
しく、将来的に内閣府に移行されることも検討す  
べきである」というような御指摘、また、これに  
つきまして、独占禁止懇談会で本年二月に御紹介  
申し上げましたとき、「総務省の外局であるとい  
う公正取引委員会の位置付けには違和感を覚え  
る」というような御意見も出されたところでござ  
ります。

○達増委員 独占禁止懇談会の方では、世論を盛  
り上げて内閣府のもとに置かれるよう運動しよ  
うなどという過激な意見も出たというふうに聞い  
ておりますけれども、これは、競争政策、独禁政  
策の見直し、また独禁法の見直し、そういうライ  
ンと別に、政府の機構の見直しということで、行  
政改革の話で省庁再編が起きて、その辺、その両  
方の議論がうまくすり合わないまま今のような形  
になつてしまっているのかなとも思ひます。

こういう国会の議論の場は非常に重要であります  
して、これについてさらに政府に質問しても、立  
法府が決めた法律に基づいて今やつておる話です  
から、変えよう変えようという盛り上がり、政府  
部内からはなかなか出できにくないのであります  
けれども、ここは立法府の側でもさらに議論し  
ていかなければならぬことですし、また国民世  
論との対話を重要な点だというふうに思います。  
さて次に、今回改正される持ち株会社制度、ま  
たその関連、一般集中規制の問題などありますけ  
ども、独禁政策の対象となる企業結合、あるいは企業の集団化といいますか、そうした実態につ  
いて幾つか伺いたいと思います。

これは参考人質疑ができるべきだと思います。  
たんだが、この委員会でこの問題について参考  
人質疑はしないことにしてしまいましたので、そ  
の点から、公正取引委員会の方で、大規模事業会  
社とグループ経営に関する実態調査というのをや  
つたと聞いております。そういう大きい事業会  
社、またグループ経営を行つておるようななどこ  
そ、その実態について伺つていただきたいと思いま  
す。

○達増委員 といいますのも、前回十二日、先週金曜日の委  
員会の質問でも指摘したのですけれども、大規模  
事業会社やグループ経営の我が国固有の問題があ  
るというふうに思います。古典的な独占や集中の  
問題として、個人やあるいは家族が中心となつて  
ピラミッド状に事業を支配する、そういう古典的  
なコンツェルンでありますとか、マネーの論理で  
巨大化していくコングロマリットとか、ただ、そ  
ういう典型的な支配の体制としての独占や集中と  
いうのは、我が国、特に戦後我が国にはなかなか  
見られず、むしろもたれ合い、大きい会社同士が  
もたれ合う中で、外に対しても排除の論理が働いて  
しまう。

今、みずほグループのコンピューターネット  
ワークの問題が非常に深刻なことになつておるわ  
けですけれども、あれも、巨大化企業がその支配  
力で世間に迷惑をかけているというよりは、内な  
るものたれ合いの構造が外に対して害を及ぼして

いる、そういう例なんだと思います。

そういう問題意識から伺いますが、まず、我が国の企業間関係の特色である株式持ち合いについて、昔は高度成長、右肩上がりのころであればいわば鍛金術のようなものでありまして、持ち合つた株の資産価値がどんどん高まつて、安定経営、大胆な経営にも役立つたかもしませんが、今そういう経済情勢ではございません。この株式持ち合いについて、最近どういう傾向にあるのか、今後どう変化すると予想されるのか、伺いたいと思います。

○鈴木(孝)政府参考人 ただいま御紹介いただきました平成十三年五月に公正取引委員会が公表しました大規模事業会社とグループ経営に関する実態調査報告書によりますと、株式保有主体として銀行が最も多く、株式持ち合いも広く行われておりますが、時価会計制度の導入により株式保有のリスクを考慮する必要があることなどから、企業は、株式保有のリスクと持ち合い先との取引関係の重要性の度合い、それから収益性等を勘案いたしまして、株式持ち合いを選別いたしたり、あるいは減少させていくものと考えられるところでございます。

しかしながら、現状におきまして、持ち合いをほとんどあるいは全く解消させるとする企業はほとんどなく、今後持ち合う場合の目的として、取引関係の維持強化を挙げます企業も多数を占めており、株式持ち合いの状況については引き続き注視していく必要があるものと考えております。○達増委員 経済情勢がこうなつてきていますから、それに応じて合理的な選択、活動もだんだん出てきているけれども、まだ昔ながらのスタイルが残つているところもあるというようなことだつたのだと思います。

さて次に、銀行による企業支配に関して伺いますが、いわゆるメインバンクの問題。今、どんどんメインバンク制を見直すという傾向があるということを聞いているのですが、事業会社に対するメインバンクの影響力というのは今

どのようになつてゐるのか。また、銀行が融資先

を支配するような、いわゆる要請という形で、その融資の額でありますとか、条件でありますとか、さらには経営に口を挟むとか、そういう融資先の支配になるような要請をどの程度行つてゐるのか、伺いたいと思います。

○鈴木(孝)政府参考人 事業会社に対するメインバンクの影響力につきましては、公正取引委員会が行いました大規模事業会社とグループ経営に関する実態調査によりますと、銀行からの借り入れに依存する度合いの低い大規模な会社を中心に、メーンバンクがないとする企業も一定数ございますが、なお多くの企業はメーンバンクがあるとしておりまして、そこでは継続的、安定的な融資を期待している状況が見られるところでござります。

また、銀行の融資先に対する要請につきましては、この点につきましても、金融機関と企業との取引慣行に関する実態調査を行いまして、これによりますと、金融機関が行つた各種の要請のうち、融資に関する取引条件の設定や変更、さらに自己の提供する金融商品・サービスの購入をしてくれ、そういうことが多く、意思に反してこの要請に応じた企業も多数存在するとの状況がなお見られたところでございます。

○達増委員 数字的にはメーンバンクとの関係と、うものがまだまだ存在し、その中で、かなり融資先に対する支配するような要請もまだあるということですですので、この点については気をつけて見ていかなければならないことだと思います。

次に、連結対象外の企業との取引について伺いたいと思います。

古典的な旧財閥とか六大企業集団とか、そういう戦後日本のグループ経営から徐々に脱却していくという動きがあると言われているわけですが、この辺どういうふうになつてゐるのか

が多く、連結対象企業を中心に出資関係のある企

業との取引は、現状においては、傾向としては総じて高いウエートを占めて、こういうウエットな関係はあるわけでございます。

ただいま御指摘いただきましたように、連結対象外の企業との継続的取引については、今後とも従来の取引関係を継続するという企業が、従来の関係を見直し選別を強化するという企業よりもかなり多いが、継続的取引の理由としては、供給が安定している、品質がよい、それから価格が安い等、価格、品質等経済的合理性を擧げる企業が多い状況に、この連結対象外企業との取引についてはございます。

○達増委員 これも、旧来のもたれ合いのようない状態と、そこから脱却する動きとのせめぎ合いのような格好になつてゐるんだと思います。

次に、企業グループの経営について、この持株会社制なども解禁されまして、いろいろ分社化ですか併合、買収、また業務提携など組織再編を積極的に行えるような法整備が曲がりなりにも進んでいるわけで、経済のグローバル化とかIT化にも対応したそういう組織再編というものが傾向としてあるんだと思ひますが、この辺の状況はどうなつてゐるんでしょうか。

○鈴木(孝)政府参考人 これまでも御紹介しております私どもの調査、大規模事業会社とグループ会社の八六%が、分社化、持ち株会社化、合併及び買収のいずれかの組織再編ツールの利用に対しても積極的であると回答しておりますので、こういった組織再編に対する意識は高いものと考えられます。

なお、つけ加えさせていただきますと、この調査によりまして、組織再編の目的として多かつたものは、分社化では、当然のことと考へられますけれども、この辺どういうふうになつてゐるのか

新規事業、新規市場の獲得というものを擧げる企業が多いところでございました。

○達増委員 この組織再編については、伝統的な既存市場でのシェア拡大ということをねらって拡大を図るケースや、また、最近の景気の低迷、経済の不調から、消極的な意味で事態を開けるため事業の整理統合を図る、とりあえず現状から逃れるためのそういう企業組織再編もあるし、また、新規技術、ノウハウの獲得、生産効率の向上といった積極的に前向きな目的での組織再編。いろいろな、多様な目的でそういう組織再編が行われているので、これも独禁政策としてはそこをきちんと見ていて、たゞ会社がくつついて大きくなる、そういう形式だけではなく、その実態のところをやはり見ていかなければならない、そういう状況なんだと思います。

次に、持ち株会社でありますけれども、どうもまだ解禁されて五年たつている割には持ち株会社といつて、それがどふえていないと思うんです。設立予定のものがまだ幾つかある、これからできる持ち株会社もあると聞いております。この五年間にできた持ち株会社、また、これからもうすぐできるという持ち株会社、どのような形で利用されているのか。こういう目的でつくったとか、また設立のタイミング、そういうふたところの調査結果を伺いたいと思います。

○鈴木(孝)政府参考人 持ち株会社形態の利用目的でございますが、戦略的なグループマネジメントを行うことや各事業分野ごとの経営責任の明確化を行うことを擧げる企業が多く、戦略的なグループ経営を行うという目的から、持ち株会社形態が選択肢の一つになつてゐると考えられるところでございます。

ただ、もう一つ、企業風土が異なる会社間で具体的な事業統合が検討される場合に、統合に伴い摩擦を軽減するなど、持ち株会社形態を合併と区別してというか、合併代替的に利用する企業も多い状況にござります。

なお、タイミングでございますが、持ち株会社設立時期の決定要因としては、連結納税制度等

の企業組織関連法制、税制の整備が、このアンケート調査では企業側から挙げられているところでござります。

ります。  
すけれども、銀行の議決権保有の制限の問題であ  
ります。  
さして、法案の改正部分についての質問に戻りま  
まえながら、この持ち株会社制度というのを見て  
いかなきやならないといふことだと思います。  
危機から何とか脱却しようとして苦し紛れにつく  
つてはいるようなケース、両方あるということを踏  
きに攻めの姿勢でできているものと、また、経営  
陣もまた、時代を分取らじて前向きに進んでい  
ます。

今回の改正で、金融会社による議決権保有の制限が緩和されることになるわけがありますけれども、それでもまだ銀行と保険会社については、それぞれ五%、一〇%という制限が残る。一つ気になりますのは、ベンチャービジネスとの関係であります。なかなか直接金融でお金を借りるのが難しい、そういう中で株式を発行したりするわけですが、ベンチャービジネスの立ち上がりの部分で、やはり銀行というものが主として支援する格好になるというのはあり得ると思ふんですね。

銀行にしても貸し済りの中で国債はかり買っているよりは、まだそういうベンチャーの株式などを保有する方が、銀行のためになるし、また、経済全体の健全のためにもいいと思うんですけれども、このベンチャー企業を立ち上げる、育てるようなことについての議決権保有については例外扱いにしていいんじゃないかと思うんですが、こ

の点はいかがでしょうか。  
○鈴木(孝)政府参考人 ベンチャーエンタープライズにつきましては、いわゆる一般事業者でございまして、銀行とのような会社が結びつくこと、つまり、金融会社と一般事業会社との関係をこの十一条の趣旨から考えますと、これを包括的に第十五条の適用除外とするとは適当でないと考えられたもの

でござります。  
しかしながら、御指摘のような点につきまして

は、現在でも、ベンチャーエンタープライズに対する資金供給については、第十一條の規制対象ではないベンチャーキャピタルからの出資等を通じて行われているほか、証券市場に上場していないベンチャーエンタープライズ等を投資対象とする中小企業等投資事業有限責任組合に関しましては、第十一條の適用除外規定を設けているところでございます。

○上場後のベンチャー企業等を投資対象とすることができる一定の民法組合につきましては、第十九条の適用除外規定を追加することとしておりまして、銀行が民法組合という器を通じて出資可能でございますので、その辺も考えてのことと御理解いただければ存じます。

○達増委員 根來委員長に質問する部分、時間がなくなつてしまつてできなくなつてしまつたのですが、要は、談合に対する厳正な対処、また、下請業者、中小事業者に関する公正な競争の確保ということについてでありますので、この点についてもきちと取り組んでいくことを訴えまして、私の質問を終わります。ありがとうございます。

○塙川（鉄）委員　日本共産黨の塙川鉄也です。

独占禁止法の第一条の目的においては雇用の問題をどのように位置づけておられるのか、お伺いいたします。

○根來政府特別補佐人 これは第一条に規定しておりますけれども、私的独占あるいは不当な取引制限、さらには不公正な取引方法を禁止して、事業支配力の過度の集中を防止して、その結果として、雇用を増進し、あるいは消費者利益を保護し、そして民主的な経済運営をするというふうに書いておりますから、やはり独占禁止法の基本でありますから、言葉をかえれば、自由競争、公正な自由競争

を確保することによって雇用を確保していく、こうした理念をうたつているものと考えております。

分割制度、株式交換制度についての検討も、この間の商法改正において対応がされているところであります。

このように、純粹持ち株会社解禁後、企業組織再編を促す一連の法制上の整備や税制上の措置が

とられてきているところであります。  
それで、お聞きしますが、この附帯決議に基づく純粹持株会社解禁に伴う労働者保護の仕組みの整備はどうなつたのか、厚生労働省の担当の方からお聞きしたいと思います。

○鈴木(直)政府参考人　平成九年の独占禁止法改正時にあの附帯決議がございました。その附帯決議を踏まえまして、同じ年の八月に、労使と学識経験者がから成ります持株会社の解禁に伴う労使閣議決定いたしましたと思します

係懇談会というものを設けて、そこで検討を行なったところ、平成十一年十二月、二年ちょっとでございましたが、平成十一年の十二月に中間報告が取りまとめられております。

この中で、団体交渉の当事者としての持ち株会社の使用者性等について検討した結果、この中間報告の中では、純粋持ち株会社においては、子会社

社の労働組合との関係において問題を生じることは、一般的親子会社等の関係に比べより少ないと考えられるとしておりますが、その上で、子会社の具体的な労働条件の決定にまで関与する場合など、使用者性が問題となるケースであっても、これまでの判例の積み重ね等を踏まえた現行法の解釈で対応することが適当であると考えられるとい

うふうにまとめております。

うお話をごたわけです。つまり、純粹持ち株会社解禁という今までなかつた事態に対応した新たな措置はとられていないというのがこの時点での措置状況でありました。

たが、労働者の権利や労働条件の保護については、穴があいたままだったというのがこの状況であります。

その上で、企業組織再編のやり方については、企業合併と営業譲渡とそれから企業分割、この三つが例示をされております。このそれぞれについて、産業再生法の際の附帯決議に基づく措置がどうなったのか、また、会社分割に伴う労働契約承継法の附帯決議に基づく措置がどうなったのか、お答えいただきたいと思います。

○鈴木(直)政府参考人 御指摘の問題については、この間、附帯決議等がございました。この問題については、学識経験者で構成します企業組織再編に伴う労働関係上の諸問題に関する研究会を開催しております。これは平成十三年二月から検討を行っております。

これまで研究会においては、労使団体からの意見の聴取、あるいはその関係の企業あるいは労働組合からのヒアリング、それから諸外国の実態調査等も行っておりまして、これらを踏まえて、平成十四年中には検討結果を取りまとめていただきたいというふうに考えております。

○平沼国務大臣 産業再生法については、その附帯決議も踏まえまして、労働組合等と必要な協議を行うなど労使間で十分に話し合いを行うことを事業再構築計画の認定要件として明示をしておりまして、当該計画が従業員の地位を不当に害するものでないと認められるときにのみ認定を行い、雇用の安定に配慮した法律の運用を行っているところであります。

なお、現在までに認定された百三十四件の事業再構築計画中には、解雇の伴うものは入っておりません。

○塩川(鉄)委員 厚生労働省の方のお話で、これは労働契約承継法に基づく研究会のお話でしたけれども、この産業再生法を踏まえ、労働契約承継法に向けた研究会の報告のまとめがあると思うんですけれども、その点を確認したいと思います。

○鈴木(直)政府参考人 平成十一年の十二月から検討して、それが承継法の中に盛り込まれておるところでござります。

○塩川(鉄)委員 配付資料の二枚目に、今的内容について整理をさせていただきました。九七年の独禁法改正、純粹持ち株会社解禁と、九九年の産業再生法、二〇〇〇年の会社分割法に対応しての労働契約承継法であります。それぞれ労働関係部分の附帯決議を引用してありますけれども、これに対応して、以下の措置状況となっております。

独禁法改正に対応しては、懇談会の中で、結果として、現状では持ち株会社の設立はほとんど進んでいないということもあって現行法で対応ということでありましたし、産業再生法を踏まえて行われた研究会の報告では、分割については、立法措置を講じることが適当だ、同時に、合併や営業譲渡について、現時点では立法措置は不要という結論となつて、この分割についての立法措置を講じることを踏まえて、労働契約承継法が国会に提出をされるといういきさつになつております。

この承継法に基づく附帯決議に沿つた措置状況では、今研究会のお話がありましたが、合併や営業譲渡の企業組織の再編に伴う労働者保護のあり方について、立法上の措置を含めて研究するというふうになつております。つまり、営業譲渡の場合の労働者保護のあり方についても、まだ具体的な措置はとられていないということで、ここでも穴があいているような状況が生まれているわけです。

同時に、会社分割については立法措置が必要となつて、会社分割法と一体のものとして、不十分ながらも労働契約承継法ができたわけであります。

私は、そこで、ぜひとも強調したいのは、この純粹持ち株会社においては、雇用の水準を下げるようなやり方に對してのチェックも歯どめもない。ですから、会社分割法と労働契約承継法が対

になっているように、純粹持ち株会社解禁に対応する労働者保護法をつくるべきじゃないか。この点、厚生労働省、いかがでしょうか。

○鈴木(直)政府参考人 先ほど、懇談会の取りまとめ、中間報告について申し上げました。その中では、今後のフォローアップについても触れております。この懇談会の中間報告が取りまとめられてから、約二年間ぐらいたつております。そういう観点から、今年度、日本労働研究機構に委託をして、持ち株会社における労使関係の実態、そういったものを把握したいと考えております。

○塩川(鉄)委員 そういうように具体的に検討、研究する実態が今進んでいるということであるわけですね。

純粹持ち株会社をつくるための企業組織再編の進め方というのは、多種多様であります。その会社の実情に応じていろいろなやり方が行われております。純粹持ち株会社をつくったみずほグループの場合も、まず組織再編の第一段階として株式移転制度を用いて、第二段階として会社分割制度を用いる、こんなことも行われています。

ことしの一月に私が調査に伺つた和歌山の住友金属の場合も、多様なやり方で純粹持ち株会社化の準備が進められておりました。住金が昨年四月に発表した「変革と再生」プランについては先週も一部お話をしましたけれども、最終的には純粹持株会社をつくる計画であります。それに至るまで何段階もの組織再編が行われていくわけです。

昨年の十月からは、子会社や関連会社への出向者九千五百人に對して、出向先への転籍が行われてまいりました。この転籍は出向者全員が対象で、年齢制限もありません。入社したばかりの十代、二十代の青年まで解雇し転籍させるというものがで、年齢制限もありません。賃金についても、出向先の水準となるために、二割から四割ものカットとなりま

す。さて、これも踏まえて、この四月からはカンパニー制を導入するというふうになつております。これまでの製鉄所単位の枠を取り払つて、事業内容ごとに大きく四つに分社化して、業績に応じ労働条件も変更されるということになります。そして、来年にも、会社分割制度なども視野に入れて純粹持ち株会社をつくるということになります。

このように、純粹持ち株会社をつくる際に多種多様なやり方を駆使する企業組織再編に対し、トータルな労働者保護の対策が必要になつてきているわけあります。

この純粹持ち株会社解禁を行つた九七年の独禁法改正の際の附帯決議に基づく懇談会の中間取りまとめの時点では、純粹持ち株会社はほとんどありませんでした。今では、報道されているだけで数十社に上るわけです。

この懇談会の座長の山口浩一郎上智大教授も、会社分割制度と連結納税制度ができると、純粹持株会社は軌道に乗つてくると思います。その時点でもう一度必要があれば検討すべきと述べています。

今答弁がありましたように、研究するということがで、この具体的な内容、現状をどのようにとらえての対応を研究するということになつてゐるのか、その点についてお聞きしたいと思います。

○鈴木(直)政府参考人 今後の対応というお話をすが、いずれにしても、持ち株会社における労使関係の実態がどうなつてゐるのか、それを把握するのが当面の急ぐべき問題であろうと考えておりますので、そうした実態を調査、分析してみたいと考えております。

○塩川(鉄)委員 この懇談会の座長を務められた山口教授はこういうふうにあるところで述べておられました。

純粹持ち株会社は他の会社を支配することを目的にしているのですが、その支配する手段は株式の保有となり、この株式というものが非常に重要な

な手段になります。今の日本の企業の調査ものによりますと、株主と従業員とをバランスよく考えしていくのが経営者の役割だと回答している経営者が多いのですが、株主と同時に従業員についても配慮する、こういうことを回答している経営者がが多いのですが、当然これは、つまり純粹持ち株が多い社に進むことが株主重視、つまり、株主主権を尊重するところに向いていくと思います。これが懸念をされるということが現状であるわけですね。

まさに、現状が進もうとしている方向というものが、利潤追求第一主義のもとに労働者の労働条件が切り捨てられるはしないか、このことへの懸念といいうのが大きく広がっている状況だと思います。これは、懸念ということではなくて、現実に大きな被害となつて広がっているのが実態だと思うんです。

る、このことが非常に重要なことだと政府は認識しております。政府といたしましても、適切な施策を講じていく必要があると思っております。

○谷畠委員長 午後一時開議  
休憩前に引き続き会議を開きま  
す。

には、橋本行革のときですけれども、総務省と、こうなつたのは、何でも内閣府になりまして、内閣府がもう、ごみためじやありませんよ、ごみ

このため、先ほど来御議論の中で出ておりまますけれども、企業組織の変更に伴う労働者の保護について、会社分割に伴う労働契約承継法によりまして、会社分割の場合の労働者保護に関して所要の措置を講じているところでございます。合併や営業譲渡の場合の労働関係上の問題についても、先ほど来御答弁がありましたがけれども、現在厚生労働省において検討が進められていると承知しております。

これより総務大臣に対する質疑を中心に議事を進めます。  
質疑の申し出がありますので、順次これを許します。田中慶秋君。  
○田中(慶)委員 総務大臣、大変御苦労さまでございます。  
あなたの所管している関係の問題で若干最初に質問させていただきますが、実は、かつて行革を進められた段階で、当時小渕総理、太田総務庁長官の質

じやありませんから。ごみじやありませんが、何でも内閣府に集まつちゃう、そういうことは内閣の機能不全になるんじゃなかろうかと。総務省というのはそういう意味では大変幅広ですから、その他の属せざるものを集めようなどありますので、総務省につけておこうということに私はなつたんじやなかろうかと。現に、公取だけじゃないんですよ、例えば公害等調整委員会だとか口本学術会議も総務省なんです。

そこで、平沼大臣にお聞きします。  
これは、懸念ということではなくて、現実に大きな被害となって広がっているのが実態だと思うんです。

また、仮に、労働者が離職を余儀なくされるような場合であっても、先般の総合雇用対策に盛り込んだように、労働者の再就職のための支援に積極的に取り組んでいるところでございます。

等々に、独禁法を含めた公取の問題で、現在、総務省の中に現場として郵政がありNTTがあり電波の関係があるわけであります、現実に所管されている省庁としてこれは若干おかしいじやないかということで質疑をさせていただいた経過があ

だから、結局、内閣府と総務省とどちらに置くか。むしろ内閣府の純化ということで、内閣府的な、幅広の、所管が広いところについておこう、こういう感じでなかつたろうかと私は思いますので、それは一つの考え方だと思うんですね。

この純粋持ち株会社解禁に伴い企業組織再編の仕組みは急速に整備をされましたけれども、労働者保護の立場の仕組みがまともにつくられておりません。純粋持ち株会社解禁に伴う労働者の不利益を是正する措置が今求められていると思いますが、いかがでしょうか。

用の安定性に万全を期していかなければならぬと  
思つております。

るわけがありますが、そのときに、できるだけ早い機会に見直しをする、当時こうすることであつたわけであります。

それで、今年二年と言われましたが、公取が総務省に入りまして一年四ヵ月です。総務省そのものが一年四ヵ月ですから。そこで今どっちへどう上がるというは、私は朝令暮改じやないかと。もう少しじっくり検討して、それから全体も検討して、総務省と内閣府だけじゃなくて中央省庁全生

○平沼国務大臣 お答えをさせていただきます。  
景気の変動でございますとかグローバル化など、経済社会の構造変化によりまして企業を取り巻く環境が大きく転換する中で、企業がその発展あるいは存続を図るために事業の再構築を行う、

す。これは、企業の合併や買収が増大する中で出されたもので、企業や営業の譲渡の際に労働者の既得の権利を守るための指令であります。

この既得権指令は、企業譲渡の時点で存在する労働契約や労働関係から生じる譲渡人の義務と権利は譲渡先の受取人に移転すると明記をされており

いうことでありますから、内閣府にちゃんと帰属する面では公平な行政というものが行わられるのではないかと私は思いますけれども、これらについて担当大臣としてどのようにお考えになつておられるのかお伺いしたいと思いまます。

あるべき姿を、その中で結論を出したらどうが  
ろうかと私は言つております。

そういう場合がござります。現在、企業が取り組んでいる事業再構築は、労働力や資本等の経営資源を得意分野に集中し、成長の見込みのある分野に果敢にチャレンジしていく前向きな取り組みを含むものもあるわけであります。

EUでのこの持ち株会社のもとでの労働者保護のルールもつくられているわけですから、大いに日本でも学んでいく、このことを改めて求めて質問を終わります。

（片山国務大臣） 今日中委員からお詫かありまつたが、この点はもういろいろ議論があるところですね。それで、恐らく公取そのものは準司法的な独立した三条機関です。だから職務はもう完全に独立しているわけで、法律にも書いておりまつすしね。だから、どこについておろうが公取とし

ことを私は、現場を抱えて、普通ならば、現実に指導を受ける方と指導する方が一緒にいるということ 자체が基本的に不自然な、だれが見ても不自然であるということで、当時そのことをお認めになつて、できるだけ速やかに、いろいろなことを

しかしながら、御指摘のように、場合によつては、事業の縮小あるいは離職者の発生、企業組織変更に伴う労働者の移転、そういうものが生じることもあるわけでございます。そのような場合にも、失業の予防でございますとか雇用の安定を図

○谷畠委員長 午後一時から委員会を再開することとし、この際、休憩いたします。  
午後零時十分休憩

ての職務というのは中立で公平に、ほかに影響されることなく行われると私は思うんですが、組織として内閣のどこかに置かなければいかぬ、どうがいいだらうか、こういうことで、恐らく内閣府という意見もあつたと思ひますよ。しかし最終的

含めて、今はスタートだからこうしてほしい、ういうことで、さんざんこれでやり合ったわけでもありますけれども。

このことについて、総務大臣がほかのものも一緒にということで、別に私はごみためなんて言つ

ていませんよ。そういうことを含めて、現場を抱えている具体的な問題とすれば公取だけじゃないか、私はこんなふうに思つておりますよ。もう一度

業務は完全に独立して行つてゐるんですよ。総務省においてますけれども、恐らく内閣府に行つても同じだと思います。何ら官房長官に影響されずに、大臣になんか全く影響されていませんから、それは制度的に。

そこで、今総務省が何をやつてゐるか、庶務をやつてゐるんですよ。例えば法案を出すときに、行政委員会ですから、大臣でなきやいけませんから手続面で私が補佐をしているのです。また、このういう委員会で私が提案理由を読んで、委員の質問に答えなければいかぬような、こういう関係なんですね。業務はもう完全に独立でございますの

でね。

その点は、ただ委員が言われるよう、現場があるから疑われるおそれがあるぞと、疑われる。疑われてもどうということはないんですよ、独立してやつてゐるんだから。だから、そういうことの懸念はあるのかなと、私もこういふうには思つております。

○田中(慶)委員 三条委員会ということはよくわかつてゐるわけです。ですから内閣府以外にどこに置こうが独立機関としてはそれは結構ですが、あなたが今言つているように、疑われるようことはしちゃいかぬですよ、まして行政が。

別にあなたの揚げ足をとるわけじゃありませんけれども、そういうことであるならば、むしろ私は内閣府にしつかりと、あそこは現場がないですから、はつきり申し上げて。そういうところに直属の機関として、三条委員会として独立してゐることはわかつておりますから。であるならばなおかつそあるべきだと私は思つて、これは前から私の主張としてずっと繰り返してゐるわけでありますけれども、そのことについて、あなたの前々

任者ですか、まさしく同感であります、こういうことを言われてゐる。

そして、現場が今既に、二年と言いましたけれども一年四ヶ月、五ヶ月たつてゐるわけでありますから、そろそろそういうことを含めて検討されたらどうなんですか。

ということは、独禁法見直し懇談会の中でもそことは指摘をされているわけですから、やはり至るところでそういうことが指摘をされるというのはだれが見ても不自然だ。あるいは、疑いがあるということを見られること自体が、行政とすればそういうことは見直しする必要があるだろう。もう一度答弁してください。

○片山国務大臣 委員のような御意見はありますて、規制改革推進三ヵ年計画、この中にも「公正取引委員会の位置付けについて、規制当局からの独立性及び中立性等の観点からよりふさわしい体制に移行することを検討する。」こう書かれている

んです。これをどう書くかということ、私どもにも相談がありまして、こういうふうに書いてくれと私どもも言つたんです。

ただ、組織というのは安定性が要りますから、去年やつたものをまたたばたばたといふわけにはそこはいかぬので、タイミングその他、検討をして、どういう結論を出していつ変えるかということについては、私はもう少し時間をかけるべきだ、こういうふうに思つております。

○田中(慶)委員 このことだけで議論をするわけにはまいませんけれども、しかし時代は大きく

変わつてゐるですから、変化に十分対応してやることが私は行政のあり方だと思っておりますので、今すぐとかということで、見直しそのものが今から始まつたって一年ぐらいたかかるんですから。そんなことを含めて心しておいてください。

次に、またあなたの関係に、直接関係があなたも政治家ですか。

実は今、コンビニフランチャイズというのが大体全国で約五万軒をもう既に超してゐるわけであ

ります。ところが、これ、独立するときには非常に夢があつて、脱サラみたいな形でほんほんやつてしまひましたけれども、今このことについてあたははどう認識しておられるかわかりませんけれども、いいところの二、三社は大変経常収支もい

いんですけれども、しかしあとは経営困難という形の中で、地獄商法とか奴隸商法とか言われていたんですよ。あなた、それを御存じですか。

○片山国務大臣 それほど私も詳しくありませんが、そういう話は聞いたことはございます。

○田中(慶)委員 あなたも政治家ですから、少なくとももう少し……。

この問題は、私の親戚の人間も脱サラでスタートしたんです。ところが、今やめようとすると返済金を、こんな形で、ある面ではやめることもできない。もうはつきりこの業界は大変な厳しい環境にある。こういうことで、我々がいろいろな形で新しく法案をつくるべきじゃないかというぐら

いまでに來てゐる。

ですから、少なくともあなたは総務大臣ですから、いろいろなことを含めて、政治家であり、行政のトップなんですから、そういうところをちゃんと

しておくる必要がある、そう思いますけれども。

○片山国務大臣 言われるとおり、コンビニエンスストアのフランチャイズ契約の実態というのはいろいろなことが言られておりまして、恐らく委員は体験として、身近な方のそういうこととして御認識をされていると思ひますけれども、先ほど

も言いましたが、それほど私は詳細に承知してい

るわけではありませんが、いろいろな問題点があることは私もそれなりに知つてゐるつもりです。

したがいまして、もし法に触れるようなことがあれば、いろいろな法律上の対応がもちろんあるわけありますし、公正取引委員会もまさにその

ためにあるわけありますけれども、そのところは、本部と加盟者というのでしようか、応募される方との間がしつかりと協議して、契約を結ぶときにしつかりと確認をされてといふことも一

つあるのかな、こういうふうに思つておりますけれども、基本的には、いろいろな問題点があるのは、そういう問題点が解消されることが望ましいことは言うまでもないと考えております。

○田中(慶)委員 公取委員長、そこでお伺いしますけれども、あなたはこの問題、どう認識されているのか。

今、総務大臣は、少なくとも法的に問題がなければと述べられているわけです。法的に問題がなければ、やり方だと考えています。ですから、公取委員長がこのことをどのように認識しているのか、答弁ください。

○根来政府特別補佐人 国会でも再々にわたつてこの問題について御指摘がございました。私どもも、おつしやられるまでもなく、このフランチャイズシステムというのは、大変問題のある商法といいますか、やり方だと考えています。

そこで、従来からガイドラインというのがあつたわけですから、おつしやられるまでもなく、このフランチャイズシステムも変転しておる

わけでございますので、実態調査をいたしまして、さらに、ガイドラインの変更を要するところ

があれば、その考え方で調査いたしまして、ことしの二月でございますが、ガイドラインの変更と

いうことでパブリックコメントに掲げたところ

ござります。

いずれにせよ、問題は大きく言えば二つありますて、一つは、やはり契約時の契約状況がもうひとつはつきりしない。これは後で問題になります

ても、その書面がはつきりしていらないものだからどうしても水かけ論になつてしまふわけでござります。例えば、店を開いたらどれだけの売り上げ

があるかとか、将来近辺に同じような店ができるかとか、そういう問題について、十分協議したか協議していないかよくわからない点がございま



いうことをやると、談合も何もできないんですね。現に、実験的にやっているところの話を聞きますと、そういう意味ではコストも下がったというようなことも聞きますし、わかりませんよ、まだトライアルの段階ですから。

ただ、そういうことを含めて、こういういわば官製談合と言われるような事態は、できるだけこれではなくしていく努力をいたしたい、こういうふうに思つております。

○田中(慶)委員 私は、電子でやろうが何しようが、また次のいろいろなことを研究されてくると思つりますから、そういう点では法律でちゃんとしっかりと対応していった方がいい、こう思つております。

そこで、大臣、もう一つお聞きしたいんですが、中小企業の問題であります。

今、大変な中小企業は生き残りをかけています。日本の中小企業というのは全体の九七%、八%と言われているわけであります。そのために、仕事をまともにする、契約をしてやる、ところが、完成しますと、それからダンピングをされ、手形が三月手形、こうなつていくんです。こういう現実を含めて、私どもは、下請代金支払い遅延防止法改正案を今これ用意させていただいているんです。特に、いろいろな問題が次々と出てきているわけであります。

例えば、今経済産業省では、土地の価格が非常に下落をしておりますから、土地担保から売掛金担保という制度を導入しております。そうしますと、今度は、仕事は注文書を切らないんです。口頭でやつて仕事をさせる。それで具体的に、今まで支払いその他の条件が非常に出てくる。こんなことが次々と今至るところに出てきていると

業、ここに下請代金支払い遅延防止法、こういう適用をされなければいけないかが、このように私どもは考えて今改正法案を用意しているんですけれども、大臣の見解をお伺いしたいと思います。

○片山国務大臣 今の下請、あるいは中小企業ですね、大変厳しい状況の中にあるということは私もよく承知しておりますので、代金の遅延なんかについて具体的な相談を受けることも地元であるわけでありまして、その状況は十分認識しております。

今いろいろな関係で、公正取引委員会が、この関係、独禁法だとかいわゆる下請法だとそれを厳正に適用して対応してもらつてあると思いますけれども、それで仮に十分ないとすればどういうことがあるのか、それは私は今後検討する余地があるのでなかろうか、こういうふうには思つております。

○田中(慶)委員 時間も余りありません。公取委員長、今のことについてどう思いますか。

○根来政府特別補佐人 再々申し上げていますよう、いわゆる下請法でございますが、この厳正執行ということについては私どもの大きな問題でござります。そもそも一般的に、独占禁止法の運用を通じた中小企業の保護ということでも、これも大きな問題でございますので、これにいろいろ工夫を凝らしてやつてあるところでございますし、また、下請法の中に、製造あるいは修理委託のみならず役務ということを入れるというのも一つの御見解だと思っているわけでございま

す。

そういうことで、いろいろ調査もし、また調査の結果も、先ほどのガイドラインみたいなものに戻りますけれども、そういうものを考え、またいろいろの御意見も伺つて厳正に対処していくつもりでございます。

○田中(慶)委員 委員長はそういうふうに言われているわけですから、現実に今の現場はそなんですよ、はつきり申し上げて。建設であろうと、あらゆるところにそういうところが出てきて

いる。これが現実ですよ、はつきり申し上げて。ですから、こういうことを含めてちゃんと新しい法的措置をとらなきやいけないと思つております。

直接担当しております、せっかく来ていただきておりますから、中小企業庁長官、ちょっとこのことをどう認識されてどう取り組んでいるのかをお聞きしたい。

○杉山政府参考人 今先生の御指摘にございましたように、非常に中小企業をめぐる経済状況が厳しい中で、例えば、代金減額とか支払い遅延とか、こういったいわゆる下請事業者への縮めつけといいますかしわ寄せといいますか、そういうものが非常にふえているという御指摘があることは私もよく承知をしております。

したがいまして、昨年の十月から十一月にかけまして、特に私どもに苦情が多いといいますか相談が多い、そういう業種を中心にして、百五十社に対して緊急の特別立入調査をいたしました。あわせて、過去違反をした事業者、企業、これは四百社ほどですが、これを経済産業省及び経済産業局に全部役員に来てもらいまして、再度注意をするというふうなことをいたしました。

○谷畠委員長 達増拓也君。

○達増委員 公正取引委員会に関する質問の前に、ちょっと片山大臣に伺いたいんですけれども、きのうテレビのニュースを見ておりましたら片山総務大臣が映つていて、何のニュースかと思つたら機密費の問題であります。

○官房機密費支出記録が今回明らかにされ、一片山総務大臣が映つていて、何のニュースかと思つたら機密費の問題であります。

○加藤官房長官の時代です。片山大臣のパートイヤー券二十万円を買ったという支出記録が官房機密費に残つてゐるそうなんですか? これは事実なんでしょうか。

○片山国務大臣 そういう報道がなされておりま

すけれども、ちょっと確認できませんですね。た

だ、平成四年にパートナーをやつた事実はありま

す。ただ、今私どもの方のあれでは確認できま

すけれども、ちょっと確認できませんですね。た

るいは政党について所管しているわけですが、税金の使い方の問題として、税金を時の政府が恣意的にある特定の議員に支出したり、あるいは特定の政党に支出するというのは、税金の使い方としては甚だよくないと思うんですね。

いわゆる機密費というものは、用途を明らかにしないでいいとは言われているんですが、何に使つてもいいということではなく、もちろん違法な

支出はだめですし、また、公序良俗でありますとか行政としてふさわしからざる支出というのはやつてはいけないと思うんですねけれども、今、選挙や政党を所管する大臣の立場から、たとえ機密費といえども、それをパーティ券の購入とか特定の議員や政党への支出のような格好で使うことはよくないと思うんですけれども、この点いかがで

○片山国務大臣 内閣が、内閣としていろいろな行政、施策、政策を行う場合の必要性に応じて、しかし機密性を持つものについて支出されるのが正しいやり方だと思いますから、大変抽象的、一般的でございますけれども、そういう使われ方をするべきものだ、こういうふうに考えております。

○達増委員 今は政党助成金の制度も整備されていて、税金と政党の関係、政治とお金の関係もより制度が整備されているわけですから、変な使い方がされないように、これは総務省として内閣官房をチェックするとかいうことも必要だと思うので、その点指摘したいと思います。

さて、公正取引委員会の話ですけれども、先ほど田中理事からの質問への答弁もありましたけれども、中立性は損なわれていないから今総務省のもとに公正取引委員会があるのでいいんだという御趣旨でしたけれども、やはり聞いていますと、あれば別に総務省じゃなくともいいということになるんですね。そういう有識者による独禁政策、競争政策に關す

る懇話会の中でかなり、内閣府に公取を置くのが望ましい、より中立的に、より厳格に公正取引委員会を政府の中に位置づけるには、やはり内閣府にある方がよいのではないか、そういう有識者の意見も多数出ているんですね。そういう意味で、私もやはり内閣府にある方がいいと思うんですけども、この点いかがでしようか。

○片山国務大臣 既にお答えしましたが、職務については完全に独立して、中立的、公正に行われておりますが、どこに属してもそれは変わりはないと思いますね。公正取引委員会の存在というものの法的な位置づけというのはそういうことになつてゐるんですね。

ただ、どこに属するかによつて、例えば法案の提出だと予算の要求だと締めだとか、そういうのをやるわけですね。今、仕事以外のそういうことは私どもの方でやつてあるわけではあります、それが内閣府がふさわしいのか、あるいは総務省なのか、また別なのか。

そこで、内閣府に相当いろいろなものが今御承知のように集まっていますよね。特命大臣も何人もおられるわけで、みんな内閣府所属ですから。

そういうことで、内閣府そのもののあり方を考え、やや機能の純化ということから、内閣府まではいきませんが、各省のいわば連絡調整をやる総務省に、所属というより所轄なんですね、管轄しているだけで、全く我々の出先機関でも下部組織でもないわけであります、そういう判断で現在の仕組みになつたのではなかろうかと私は考えております。

○達増委員 一つ気になつた例があるんですが、それは今、規制緩和、規制改革の問題が大きく言われている、強く言われている電気通信事業分野に関してなんですが、その電気通信事業分野のガイドラインを公正取引委員会が総務省と共同でつくることになつたわけですね。

これは午前中の委員会の審議の中で答弁をいた

だいたんですが、独占禁止懇話会とか二十一

世紀にふさわしい競争政策を考える懇談会とか、

で、その点指摘したいと思います。

さて、公正取引委員会の話ですけれども、先ほ

ど田中理事からの質問への答弁にもありましたけれども、中立性は損なわれていないから今総務省のもとに公正取引委員会があるのでいいんだという御趣旨でしたけれども、やはり聞いていますと、あれば別に総務省じゃなくともいいということになるんですね。

これは午前中の委員会の審議の中で答弁をいた

だいたんですが、独占禁止懇話会とか二十一

世紀にふさわしい競争政策を考える懇談会とか、

そういう有識者による独禁政策、競争政策に關す

点はいかがでしようか。

○片山国務大臣 規制関係の役所と、それから公取とのガイドラインというのは、ほかにも例えば電気事業、ガス事業など、そういうのがあります。そして、これは例の規制改革推進三ヵ年計画の中でも、電気事業、ガス事業、電気通信事業、運輸事業などについては事業所管官庁と公正取引委員会がガイドラインをつくれ、その方が非常に競争政策もうまくいくのではないか、こういう提案があるんですね。それに基づいて私どもの方では、あるいは総務省なのか、また別なのか。

そこで、内閣府に相当いろいろなものが今御承知のように集まっていますよね。特命大臣も何人もおられるわけで、みんな内閣府所属ですから。

そういうことで、内閣府そのもののあり方を考え、やや機能の純化ということから、内閣府まではいきませんが、各省のいわば連絡調整をやる総務省に、所属というより所轄なんですね、管轄しているだけで、全く我々の出先機関でも下部組織でもないわけであります、そういう判断で現在の仕組みになつたのではなかろうかと私は考えております。

○達増委員 行政改革について今、特殊法人問題それから規制改革、この二つは、内閣府の方で石原大臣の下でやつているわけですね。その他行政改革は今総務省という仕切りになつていて、例えば特殊法人改革で独立行政法人にするという、特殊法人を独立行政法人にしていきますよということは内閣府でやるんですが、できた独立行政法人のあり方については総務省が監督する、こういう仕切りというのは非常にやりにくんじゃないかと思うんですけれども、この点はいかがでしようか。

さて、公正取引委員会の話ですけれども、先ほ

ど田中理事からの質問への答弁もありましたけれども、中立性は損なわれていないから今総務省のもとに公正取引委員会があるのでいいんだとい

う御趣旨でしたけれども、やはり聞いていますと、あれば別に総務省じゃなくともいいということになるんですね。

これは午前中の委員会の審議の中で答弁をいた

だいたんですが、独占禁止懇話会とか二十一

世紀にふさわしい競争政策を考える懇談会とか、

そういう有識者による独禁政策、競争政策に關す

○達増委員 最後にもう一つ伺いますが、総務省の中には郵政事業とそれから行政を監督、評価する部署が並んで入つてますけれども、郵政事業というのは、今行われている行革の非常に大きい柱の一つなわけですね。これは小泉総理の総裁選挙のころからの目玉だったわけでもあります、そういう今の改革の大きい流れの中でも、郵政事業と行革を両方抱えてやつていくといふのは非常にやりにくいところがあつて、むしろおられます。それで、この点いかがでしようか。

○片山国務大臣 この辺も議論が多々あるところだと思いますけれども、それは達増委員の方がお詳しいかもしれません、国の組織というのは、それぞれ職務権限がきちっと分かれ、法律に根拠があつてやつてあるんですね。

だから、例えば今の行政評価局は、郵政関係についてじやんじやん勧告していますよね、昔の監察をやつて。それから行政管理局は、郵政の方にについてもきちっと、組織も定員も審査、査定しております。私が見ていまして、全くそれはその他と同じです。ただ、たまたま同じ総務省にある、こういうことでございまして、その点はぜひ御理解賜りたい、このように思います。

○達増委員 終わります。

○谷畑委員長 塩川鉄也君。

○片山国務大臣 今委員の言われました特殊法人も独立行政法人にしていきますよということは内閣府でやるんですが、できた独立行政法人のあり方については総務省が監督する、こういう仕切りというのは非常にやりにくんじゃないかと思うんですけれども、この点はいかがでしようか。

さて、公正取引委員会の話です。

○塩川(鉄)委員 日本共産党の塩川鉄也です。

○片山国務大臣出席の場でもありますので、日本最大の持株会社の一つもありますNTTの問題についてお聞きしたいと思っております。

公正取引委員会の資料でも、報告届け出のあつた持株会社について、NTT、日本電信電話、グループ総資産が約三十一兆一千三百四十四億円、子会社数も二百九十六社、主な子会社を見ただけでも、NTT東日本、NTT西日本、NTTドコモ、NTTコミュニケーションズと大変大きな会社、持株会社の規模を持つているということが

うかがわれるわけです。

そこで、まずお聞きしたいのが、この間新聞報道などでも大きく取り上げられておりますNTTの二〇〇二年三月期連結決算、この見通しがどうなるのか、特別損失の状況がどうなっているのかをお聞きしたいと思います。

○鍋倉政府参考人 NTTは、今月の四日に平成十三年度の連結決算の業績予想を修正しまして、二兆九百五十億円の特別損失を計上する見込みと発表したところでございます。

この内訳は、NTTドコモがAT&Tワイヤレス社、それからオランダのKPNモバイル社等への海外投資関連で八千百三十億円、それからNTTコミュニケーションズのアメリカ・ヴェリオ社等への海外投資関連で五千九百億円、それからNTT東西の構造改革、いわゆるNTTが構造改革と言つておりますが、NTT東西の構造改革関連で六千九百二十億円になる見込みであるというふうに承知をいたしております。

○塩川(鉄)委員 この内訳をもう少しお聞きしたいのですが、NTT東西の構造改革関連で六千九百二十億円になる見込みであるというふうに承知をいたしております。

○鍋倉政府参考人 ちょっと具体的な数字を持ち合わせておられませんけれども、いわゆる世界的なITバブルということでございまして、例えばNTTコミュニケーションズが出資をいたしましたアメリカのエリオ社、それからNTTドコモのKPNモバイル社、あるいはAT&Tワイヤレス社すべてそうでございますけれども、株価等の下落で再評価をしたということです。

○塩川(鉄)委員 電気通信分野の会社などでもそうですね。それでも、IT産業などでも、おとしから去年の初めぐらいについては、もう行け行けだ、もうかるんだということで、さんざん言つていたわけですよ。それが去年から途端に傾いていく、こういった状況については私は、これは経

営者の見込み違いついうのが前提にあるんじやないか。それはやはり、経営者の経営責任といふ道などでも大きく取り上げられておりますNTTの二〇〇二年三月期連結決算、この見通しがどうなるのか、特別損失の状況がどうなっているのかをお聞きしたいと思います。

○鍋倉政府参考人 NTTは、今月の四日に平成十三年度の連結決算の業績予想を修正しまして、二兆九百五十億円の特別損失を計上する見込みと発表したところでございます。

この内訳は、NTTドコモがAT&Tワイヤレス社、それからオランダのKPNモバイル社等への海外投資関連で八千百三十億円、それからNTTコミュニケーションズのアメリカ・ヴェリオ社等への海外投資関連で五千九百億円、それからNTT東西の構造改革、いわゆるNTTが構造改革と言つておりますが、NTT東西の構造改革関連で六千九百二十億円になる見込みであるというふうに承知をいたしております。

○片山国務大臣 一般論を申し上げますと、総務省としましては、NTTの経営の自主性を尊重しまいましたまいましましたし、また、海外投資はそれぞれの民間企業の経営判断の問題だ、こういうことでござりますけれども、今度のような特別損失が出たということは、私は、経営者としてはそれなりの責任を感じてもらわなければならぬ、こう思つております。

ただ、海外投資は、これが成功か失敗かは、少し長い目で見る必要があると思うんですよ。海外展開したいということで、ドコモもコムズも海外投資したんですね。結果としては、今の株価いろいろな状況を考えると、高い買い物になつたよううでございますけれども、これで海外展開が大きく広がっていくとすれば、それは私はまた別の評価もあるのではないかろうか。

そういうことで、現在、NTTグループは経営合戦をしておりませんけれども、いわゆる世界的なITバブルということでございまして、例えばNTTコミュニケーションズが出資をいたしました（慶）委員、通告を受けたんだろう」と呼ぶ通告を受けておりません。

いわゆる構造改革ということで、東西を中心にして、東西から子会社、これは三系統に分けます、営業部門ですか広報部門ですか分けますけれども、そういった子会社を各地域別に複数つくりまして、東西の子会社と、東西からソーシングをし、五万人、たしか五万人だったと思いますが、全部で、今の子会社を含めますとトータルで十万人になりますが、十万人規模のアウトソーシング会社への移行を行なうということでござります。

○塩川(鉄)委員 連結決算の見通しということでござります。

例えば、では、この激変緩和一時金についても、平成十四年度以降に、つまり来年度以降に発生予定の一時金についても、見積もりを行い計上する

の信頼にかかる問題だと思うんです。そういう点で、大臣として改めてきちんと物を申すといふ点ではどうでしょうか。

○片山国務大臣 だから、先ほど申し上げましたように、きのう相談に来られましたときに、今後の三ヵ年の経営計画についても、体制の一新についても、私の方からはつきり申し上げておきました。

ただ、ここですが、株主総会、いろいろな関係がありますから全部申し上げるのはちょっととぐあいが悪うござりますけれども、基本的には、この特別損失等の問題を含めて、私として申し上げるべきことは申し上げたところあります。

○塩川(鉄)委員 あわせて、このNTT東西会社の特別損失の主要な原因ですけれども、構造改革というふうに言われました。その具体的な内容についてお伺いしたいと思います。

○鍋倉政府参考人 ちょっと手元に具体的な数字をきょう持つておりませんけれども……（田中（慶）委員、通告を受けたんだろう」と呼ぶ）通告を受けておりません。

いわゆる構造改革ということで、東西を中心にして、東西から子会社、これは三系統に分けます、営業部門ですか広報部門ですか分けますけれども、そういった子会社を各地域別に複数つくりまして、東西の子会社と、東西からソーシングをし、五万人、たしか五万人だったと思いますが、全部で、今の子会社を含めますとトータルで十万人になりますが、十万人規模のアウトソーシング会社への移行を行なうということでござります。

○塩川(鉄)委員 それなりの責任を感じてもらわないと困ると、当然のことだと思うんですね。私もやらない、そういうことではやはり、我々、国民の信を得て今の政治を行なっている中では、国民

の信頼にかかる問題だと思うんです。そういうことでござります。

○塩川(鉄)委員 平成十四年度は今年度ですけれども、そういう意味では、昨年度も含めて、将来まで見込んでのリストラ損を計上していくわけですよ。こういったやり方というのは、日産を初めてこの間大いにやられているものです。ビジネス方式と言われるよう、一挙に損失を計上して、一時的にはマイナスになるかも知れないけれども、翌年以降、急激な回復に見えるという、いわばまやかしのやり方でもあるわけですね。

このもとで十万人を超える方が今の職を離れて、アクトソーシング会社へ移る、退職されて新しい職に移らざるを得ない。そういう中で、賃金だけ七割八割減していくわけですね。そういうことが現に行われる一方で、今の経営陣につたことがこれまで座つてているというのはおかしいんじゃないかな。改めてどうですか。

○片山国務大臣 いろいろな考え方がありますが、この際、一遍に基盤強化をしたい、再出発をしたい、そういう考え方で、こういう今の一時金の問題等があつたと思いますし、今言いましたように、体制や人事の一新について、現在NTTグループが鋭意検討中でございまして、いずれ近々にそれが明らかになる、こう思います。私どもは、新しい経営三ヵ年計画で、新しい体制でしっかりして立ち直つてもらいたい、国民のためのNTTになつてもらいたいということを申し上げているわけであります。

○塩川(鉄)委員 そもそも、投機にまがうようなこういった大規模な損失というのは、労働者の責任ではありません。やはり経営者がきちんと責任をとるべきだ。そういう中で、現実にはリスト

うという形で労働者の皆さんにしわ寄せが行つてゐる、これはおかしいと、それは国民的な感情だと思うんですね。経営者の投機にまがうようなこの失敗のツケを労働者にしわ寄せするのはおかしいと。私は、こういつた今のリストラ計画、構造改革そのものをきちんと見直すべきだ、こういうことを思いますが、改めていかがでしょうか。

○片山国務大臣 私は、リストラ計画とは思いませんけれども。構造改革計画で、それは労使の合意に基づいてやつてあると聞いております。

○塩川(鉄)委員 国民の立場からきちんととした体制をとることを求めて 質問を終わります。

○谷畠委員長 大島令子さん。

○大島(令)委員 社会民主党・市民連合の大島令子です。

まず、大臣に質問しますが、一般集中規制のあり方と存在意義に対する大臣の考え方をきょうは具体的に聞かせてください。

一般集中規制は 国民経済全体における一部の企業への支配力が集中することを防止するための規制だと思っております。また、企業活動のグローバル化の中で、一般集中規制は企業活動を縛るだけであり、既に存在意義はないという指摘が経済界からは出でております。独禁法が経済の実情に即したものでなければならぬということは言うまでもございませんが、事前規制から事後チェック型へという規制緩和の流れの中で、一般集中規制に抵触する場合でも、事後的に規制することで対処すればいいのではないかという指摘もございます。

この法案は、その方向へ向けた第一歩であると考えていいのか。一般集中規制のあり方と存在意義に対する大臣の考え方をお聞かせください。

○片山国務大臣 一般集中規制は、旧財閥のように極めて巨大な企業グループの形成を防止するものであると承知いたしております。このような巨大な企業グループが形成されると、競争がゆがめられ、その結果として企業の活力は失われ、グローバルな競争力を与える危険性もある

ラという形で労働者の皆さんにしわ寄せが行つてゐる、これはおかしいと、それは国民的な感情だと思うんですね。経営者の投機にまがうようなこの失敗のツケを労働者にしわ寄せするのはおかしいと。私は、こういつた今のリストラ計画、構造改革そのものをきちんと見直すべきだ、こういうことを思いますが、改めていかがでしょうか。

○片山国務大臣 私は、リストラ計画とは思いませんけれども。構造改革計画で、それは労使の合意に基づいてやつてあると聞いております。

○塩川(鉄)委員 国民の立場からきちんととした体制をとることを求めて 質問を終わります。

○谷畠委員長 大島令子さん。

○大島(令)委員 社会民主党・市民連合の大島令子です。

まず、大臣に質問しますが、一般集中規制のあり方と存在意義に対する大臣の考え方をきょうは具体的に聞かせてください。

一般集中規制は 国民経済全体における一部の企業への支配力が集中することを防止するための規制だと思っております。また、企業活動のグローバル化の中で、一般集中規制は企業活動を縛るだけであり、既に存在意義はないという指摘が経渋界からは出でております。独禁法が経済の実情に即したものでなければならぬということは言うまでもございませんが、事前規制から事後チェック型へという規制緩和の流れの中で、一般集中規制に抵触する場合でも、事後的に規制することで対処すればいいのではないかという指摘もございます。

この法案は、その方向へ向けた第一歩であると考えていいのか。一般集中規制のあり方と存在意義に対する大臣の考え方をお聞かせください。

○片山国務大臣 一般集中規制は、旧財閥のように極めて巨大な企業グループの形成を防止するものであると承知いたしております。このような巨大な企業グループが形成されると、競争がゆがめられ、その結果として企業の活力は失われ、グローバルな競争力を与える危険性もある

ことから、現時点ではこうした規制を引き続き維持することが重要であると私は考えております。

○大島(令)委員 その御答弁を聞きまして、社民党もこの法案には賛成するということで態度を表明しております。やはり私どもの政党は、非常に

資本力の弱い中小企業に視点を置いた政策を持つておりますので、その答弁を待つていただけます。

では、次の質問でございますが、これも大臣でござります。産業競争力の強化と中小企業の健全な育成、活性化をどのように両立させていくのかということでございます。

本改正案では、経済社会環境の変化に対応し

て、規模拡大や資源の集中などによる事業再編を

容易にし、企業の国際競争力を強化していくこと

が期待されているように思いますが、一方で、産

業界の提携や事業の集中が進めば、大企業と中小

企業の格差がますます拡大される危険性もあります。

中小企業は我が国の企業の九九・七%を占め、

経済においても重要な地位を占めております。現

下の不況の克服は中小企業の活性化がかぎである

と言つても過言ではありません。その中小企業が

一部の企業の過度な事業支配によつて市場参入の

機会を制限されたり不利益をこうむるようなこと

は絶対にあつてはならないと思つております。下

請取引ですとか独禁法の適正な運用が必要である

ことは論をまちません。

そこで、私は、この法案を見たときに、国会に

来て一年生議員ですので初めて独禁法の審査をす

るわけなんですが、非常に難しい法律なんです

ね。この法律のねらいは一体何なんだろう。中小

企業を助ける側面を持つているのか。それとも、

グローバル社会の中で海外に軸足を置いてどんどん

もう淘汰して、また、金融機関もどんどん

どん地銀がつぶれ、静岡県では中部銀行がつぶれ

ました。そして、大きな昔からの財閥のグループ

だけが残っている。本来、独禁法の歴史を見ます

と、財閥の支配によるこれをやめようということ

で戦後この法律ができたと聞いているわけなんで

すが、今日は本当に系列化したグループ会社だけ

が残っているというふうに私は見てるわけなん

です。

ただ、それが残っている。本來、独禁法の歴史を見ます

と、財閥の支配によるこれをやめようということ

で戦後この法律ができたと聞いているわけなんで

すが、今日は本当に系列化したグループ会社だけ

が残っているというふうに私は見てるわけなん

です。

○大島(令)委員 この法律、二日目で、大臣に総括的な質問をと、私なりに努力をいたしました。

大臣は、泳げることを教えるべきだと言いますけれども、では、そういう政策を政府、内閣の一員として、平沼大臣や小泉総理と一緒に連携をとつて、真剣に、私は実効性ある政策を出していただきたいということを申し上げて、質問を終わりました。

○谷畠委員長 これにて本案に対する質疑は終局いたしました。

そういう意味では、中小企業の健全育成のために我々は努力する必要がある、こういうふうに思います。そこで、公正取引委員会では、独禁法や下請法がありまして、これは中小企業の育成そのものを表明しております。やはり私どもの政党は、非常に資本力の弱い中小企業に視点を置いた政策を持つておりますので、その答弁を待つていただけます。

では、次の質問でございますが、これも大臣でござります。産業競争力の強化と中小企業の健全な育成、活性化をどのように両立させていくのか

ということでございます。

本改正案では、経済社会環境の変化に対応して、規模拡大や資源の集中などによる事業再編を

容易にし、企業の国際競争力を強化していくこと

が期待されているように思いますが、一方で、産

業界の提携や事業の集中が進めば、大企業と中小

企業の格差がますます拡大される危険性もあります。

中小企業は我が国の企業の九九・七%を占め、

経済においても重要な地位を占めております。現

下の不況の克服は中小企業の活性化がかぎである

と言つても過言ではありません。その中小企業が

一部の企業の過度な事業支配によつて市場参入の

機会を制限されたり不利益をこうむるようなこと

は絶対にあつてはならないと思つております。下

請取引ですとか独禁法の適正な運用が必要である

ことは論をまちません。

そこで、私は、この法案を見たときに、国会に

来て一年生議員ですので初めて独禁法の審査をす

るわけなんですが、非常に難しい法律なんですね。この法律のねらいは一体何なんだろう。中小

企業を助ける側面を持つているのか。それとも、

グローバル社会の中で海外に軸足を置いてどんどん

もう淘汰して、また、金融機関もどんどん

どん地銀がつぶれ、静岡県では中部銀行がつぶれ

ました。そして、大きな昔からの財閥のグループ

だけが残っている。本來、独禁法の歴史を見ます

と、財閥の支配によるこれをやめようということ

で戦後この法律ができたと聞いているわけなんで

すが、今日は本当に系列化したグループ会社だけ

が残っているというふうに私は見てるわけなん

です。

○大島(令)委員 この法律、二日目で、大臣に総括的な質問をと、私なりに努力をいたしました。

大臣は、泳げることを教えるべきだと言いますけれども、では、そういう政策を政府、内閣の一員として、平沼大臣や小泉総理と一緒に連携をとつて、真剣に、私は実効性ある政策を出していただきたいということを申し上げて、質問を終わりました。

○谷畠委員長 これにて本案に対する質疑は終局いたしました。

そういう意味では、中小企業の健全育成のために

我々は努力する必要がある、こういうふうに思

います。

そこで、公正取引委員会では、独禁法や下請法

がありまして、これは中小企業の育成そのものを

表明しております。やはり私どもの政党は、非常に

資本力の弱い中小企業に視点を置いた政策を持つ

ておりますので、その答弁を待つていただけます。

では、次の質問でございますが、これも大臣でござります。産業競争力の強化と中小企業の健全な育成、活性化をどのように両立させていくのか

ということでございます。

本改正案では、経済社会環境の変化に対応して、規模拡大や資源の集中などによる事業再編を

容易にし、企業の国際競争力を強化していくこと

が期待されているように思いますが、一方で、産

業界の提携や事業の集中が進めば、大企業と中小

企業の格差がますます拡大される危険性もあります。

中小企業は我が国の企業の九九・七%を占め、

経済においても重要な地位を占めております。現

下の不況の克服は中小企業の活性化がかぎである

と言つても過言ではありません。その中小企業が

一部の企業の過度な事業支配によつて市場参入の

機会を制限されたり不利益をこうむるようなこと

は絶対にあつてはならないと思つております。下

請取引ですとか独禁法の適正な運用が必要である

ことは論をまちません。

そこで、私は、この法案を見たときに、国会に

来て一年生議員ですので初めて独禁法の審査をす

るわけなんですが、非常に難しい法律なんですね。この法律のねらいは一体何なんだろう。中小

企業を助ける側面を持つているのか。それとも、

グローバル社会の中で海外に軸足を置いてどんどん

もう淘汰して、また、金融機関もどんどん

どん地銀がつぶれ、静岡県では中部銀行がつぶれ

ました。そして、大きな昔からの財閥のグループ

だけが残っている。本來、独禁法の歴史を見ます

と、財閥の支配によるこれをやめようということ

で戦後この法律ができたと聞いているわけなんで

すが、今日は本当に系列化したグループ会社だけ

が残っているというふうに私は見てるわけなん

です。

○大島(令)委員 この法律、二日目で、大臣に総括的な質問をと、私なりに努力をいたしました。

大臣は、泳げることを教えるべきだと言いますけれども、では、そういう政策を政府、内閣の一員として、平沼大臣や小泉総理と一緒に連携をとつて、真剣に、私は実効性ある政策を出していただきたいということを申し上げて、質問を終わりました。

○谷畠委員長 これにて本案に対する質疑は終局いたしました。

そういう意味では、中小企業の健全育成のために

我々は努力する必要がある、こういうふうに思

います。

そこで、公正取引委員会では、独禁法や下請法

がありまして、これは中小企業の育成そのものを

表明しております。やはり私どもの政党は、非常に

資本力の弱い中小企業に視点を置いた政策を持つ

ておりますので、その答弁を待つていただけます。

では、次の質問でございますが、これも大臣でござります。産業競争力の強化と中小企業の健全な育成、活性化をどのように両立させていくのか

ということでございます。

本改正案では、経済社会環境の変化に対応して、規模拡大や資源の集中などによる事業再編を

容易にし、企業の国際競争力を強化していくこと

が期待されているように思いますが、一方で、産

業界の提携や事業の集中が進めば、大企業と中小

企業の格差がますます拡大される危険性もあります。

中小企業は我が国の企業の九九・七%を占め、

経済においても重要な地位を占めております。現

下の不況の克服は中小企業の活性化がかぎである

と言つても過言ではありません。その中小企業が

一部の企業の過度な事業支配によつて市場参入の

機会を制限されたり不利益をこうむるようなこと

は絶対にあつてはならないと思つております。下

請取引ですとか独禁法の適正な運用が必要である

ことは論をまちません。

そこで、私は、この法案を見たときに、国会に

来て一年生議員ですので初めて独禁法の審査をす

るわけなんですが、非常に難しい法律なんですね。この法律のねらいは一体何なんだろう。中小

企業を助ける側面を持つているのか。それとも、

グローバル社会の中で海外に軸足を置いてどんどん

もう淘汰して、また、金融機関もどんどん

どん地銀がつぶれ、静岡県では中部銀行がつぶれ

ました。そして、大きな昔からの財閥のグループ

だけが残っている。本來、独禁法の歴史を見ます

と、財閥の支配によるこれをやめようということ

で戦後この法律ができたと聞いているわけなんで

すが、今日は本当に系列化したグループ会社だけ

が残っているというふうに私は見てるわけなん

です。

○大島(令)委員 この法律、二日目で、大臣に総括的な質問をと、私なりに努力をいたしました。

大臣は、泳げることを教えるべきだと言いますけれども、では、そういう政策を政府、内閣の一員として、平沼大臣や小泉総理と一緒に連携をとつて、真剣に、私は実効性ある政策を出していただきたいということを申し上げて、質問を終わりました。

○谷畠委員長 これにて本案に対する質疑は終局いたしました。

そういう意味では、中小企業の健全育成のために

我々は努力する必要がある、こういうふうに思

います。

そこで、公正取引委員会では、独禁法や下請法

がありまして、これは中小企業の育成そのものを

表明しております。やはり私どもの政党は、非常に

資本力の弱い中小企業に視点を置いた政策を持つ

ておりますので、その答弁を待つていただけます。

では、次の質問でございますが、これも大臣でござります。産業競争力の強化と中小企業の健全な育成、活性化をどのように両立させていくのか

ということでございます。

本改正案では、経済社会環境の変化に対応して、規模拡大や資源の集中などによる事業再編を

容易にし、企業の国際競争力を強化していくこと

が期待されているように思いますが、一方で、産

業界の提携や事業の集中が進めば、大企業と中小

企業の格差がますます拡大される危険性もあります。

中小企業は我が国の企業の九九・七%を占め、

経済においても重要な地位を占めております。現

下の不況の克服は中小企業の活性化がかぎである

と言つても過言ではありません。その中小企業が

一部の企業の過度な事業支配によつて市場参入の

機会を制限されたり不利益をこうむるようなこと

は絶対にあつてはならないと思つております。下

請取引ですとか独禁法の適正な運用が必要である

ことは論をまちません。

そこで、私は、この法案を見たときに、国会に

来て一年生議員ですので初めて独禁法の審査をす

るわけなんですが、非常に難しい法律なんですね。この法律のねらいは一体何なんだろう。中小

企業を助ける側面を持つているのか。それとも、

グローバル社会の中で海外に軸足を置いてどんどん

もう淘汰して、また、金融機関もどんどん

どん地銀がつぶれ、静岡県では中部銀行がつぶれ

ました。そして、大きな昔からの財閥のグループ

討論の申し出がありますので、これを許します。大森猛君。

○大森委員 私は、日本共産党を代表して、私の独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案に対する反対の討論を行います。

本案は、戦後半世紀にわたって禁止してきた純粹持株会社を解禁した一九九七年の改正後、五年見直しの附則を受けて提出されたものであります。

この五年間に、みずほホールディングスを初め世界的規模の四大金融グループやNTTグループを初めとする巨大企業が誕生し、株主利益最優先の持株会社が多数生まれました。

我が党は、当時、持株会社解禁が、巨大企業グループ、多国籍企業の経済支配を著しく強めるとともに、経団連、財界のねらいどおり、大企業による大リストラを遂行する体制づくりを容易にし、そのことになると指摘をしました。事態は、まさにその危惧が現実のものとなっているのであります。

質疑でも指摘したように、ここ数年、日本列島にはかつてない大リストラのあらしが吹き荒れています。

持株会社の解禁を契機とする一連の商法、税制等の企業組織再編制度の整備、産業再生法など政府のリストラ支援によって、大企業を中心に、グループ内の不採算部門の子会社の売却、工場、店舗の縮小、閉鎖など、企業組織の身勝手な切り売りと合併、買収、さらに下請中小企業、関連協力企業の切り捨てを通じて、労働者の分社、分割会社への出向・転籍による負下げ、首切り、解雇、労働条件の悪化と一方的な不利益変更の強要が横行しております。

本改正案の反対理由の第一は、労働者保護の法制度等を何ら手当てしないまま、こうした大企業の企業再編リストラを一層容易にするものだからであります。これは、結局、労働者の権利と暮らし、中小企業経営を圧迫し、ひいては大量失業と

国内産業の空洞化を加速させるものと言わざるを得ません。

第二に、大規模会社の株式保有の総量制限、九条の二の撤廃は、大規模な合併、買収にブレークをかけているという経団連の撤廃要求にこたえるもので、巨大企業グループの資本集中を歯どめなく促進するものであります。独占禁止法を強化改正し、この規定を新設した歴史的教訓を没却せらるものであります。

第三に、九条の二の撤廃に伴う九条の規制方式の見直しは、事業持株、純粹持株を問わず、何ら法的拘束力のない現状追隨のガイドライン方式によるいわば持株会社全面解禁の総仕上げであります。

第四に、金融会社による株式保有制限の縮減は、この間、行政当局による裁量権を逸脱した立法行為にも近い運用解釈によって行われてきた金融会社の肥大化という既成事実を追認、合法化するものであるばかりか、巨大銀行グループによる地域金融、中小金融機関に対する金融支配を無制限に拡大するものであります。持株会社、大銀行グループの社会的使命を忘れた横暴勝手を醸成することにつながり、到底容認できません。

以上申し述べて、反対討論を終わります。(拍手)

○谷畠委員長 これより採決に入ります。

○谷畠委員長 これにて討論は終局いたしました。

〔賛成者起立〕

○谷畠委員長 起立多数。よつて、本案は原案の内閣提出、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案について採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

○谷畠委員長 この際、本件に対し附帯決議を付することに決しました。

○片山国務大臣 これをお許します。片山総務大臣。

○片山国務大臣 これにて趣旨の説明は終わりました。

○片山国務大臣 これ

そのように決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○谷畠委員長 次に、本日付託になりました内閣提出、エネルギーの使用の合理化に関する法律の一部を改正する法律案及び電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法案の両案を議題といたします。

これより順次趣旨の説明を聴取いたします。平沼経済産業大臣。

○平沼国務大臣 エネルギーの使用の合理化に関する法律案を改正する法律案

〔本号末尾に掲載〕

○平沼国務大臣 まず、エネルギーの使用の合理化に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び要旨を御説明申し上げます。

我が国は、從来から、燃料資源の石油依存度、輸入依存度が高い等の脆弱なエネルギー供給構造を有しておりますが、近年、オフィスビル等の業務部門におけるエネルギー消費の増加傾向が著しい等エネルギー消費が構造的に変化しつつあること、大量的のエネルギー消費が地球環境に及ぼす影響に対する懸念が高まっていること等、我が国のエネルギーをめぐる経済的・社会的情境が大きく変化している状況にあります。このようない状況を踏まえ、政府といたしましては、エネルギーの使用の合理化の措置をこれまで以上に徹底するとの認識に立ち、エネルギーの使用の合理化に関する法律を改正するため本法律案を提出した次第であります。

次に、法律案の要旨を御説明申し上げます。第一に、工場及び事業場に係る措置の強化とし

て、現在、製造業等の五業種に限られている第一種エネルギー管理指定工場の指定対象業種の限定を撤廃し、エネルギー消費量が大規模である事業場についても指定対象とし、エネルギーの使用の合理化の中長期的な計画の作成及びその提出等を義務づけるとともに、エネルギー消費量が中規模である工場または事業場に対し、現在のエネルギー使用状況等の記録義務に加え、大規模な工場または事業場と同様に定期報告の提出を義務づけることといたします。

第一に、建築物に係る措置の強化として、床面積二千平方メートル以上の住宅以外の建築物を建築しようとする建築主に、建築物の設計及び施工に係る省エネルギー措置に関する事項の届け出を義務づけるとともに、国土交通大臣から建築主事を置く市町村長等に、建築物に係る指導等に関する権限を委譲することといたします。

以上が、エネルギーの使用の合理化に関する法律の一部を改正する法律案の提案理由及び要旨であります。

我が国は、既に申し上げましたとおり脆弱なエネルギー供給構造を有しており、地球温暖化防止の観点も踏まえれば、石油などの化石燃料から他のエネルギーへと代替していくことが重要な課題であります。折しも、欧米諸国においては、電気事業者に対して、一定割合の再生可能エネルギーの導入を義務づける制度を積極的に導入しつつあります。

以上のとおり、風力や太陽光を始めとしたいわゆる新エネルギー等の利用をこれまで以上に大幅に促進することにより、環境の保全にも寄与しつつ、エネルギー源の多様化を図ることが必要となつております。このような状況を踏まえ、政府といたしましては、このたび、電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法案を提出した次第であります。

次に、本法律案の要旨を御説明申し上げます。

第一に、経済産業大臣が、総合資源エネルギー調査会及び関係大臣の協力を得つつ、新エネルギー等電気について、電気事業者が利用すべき量

の目標を定めることとしております。

第三に、電気事業者に毎年度、その供給する電気の量のうち、一定量以上の量の電気を新エネルギー等電気とする義務を課すこととし、その義務を

しておられます。

以上が、電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法案の提案理由及び要旨であります。

何とぞ、この二つの法律案について、慎重御審議の上、御賛同くださいますようお願いを申し上げます。

○谷畠委員長 これにて両案の趣旨の説明は終わりました。

○谷畠委員長 この際、参考人出席要求に関する件についてお詫びいたします。

両案審査のため、参考人の出席を求め、意見を聴取ることとし、その日時、人選等につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○谷畠委員長 御異議なしと認めます。よつて、

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

会、午前九時委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後二時十五分散会

エネルギーの使用の合理化に関する法律の一  
部を改正する法律案

エネルギーの使用の合理化に関する法律の一  
部を改正する法律案

エネルギーの使用の合理化に関する法律(昭和五十四年法律第四十九号)の一部を次のように改正する。

第六条第一項中「製造業その他の政令で定める業種に属する事業の用に供する工場であつて」を削り、「もの」を「工場」に改め、「当該業種に属する事業の用に供する工場であつて」を削り、同条第二項中「前項の政令で定める業種に属する事業の用に供する」を削り、「同項の政令」を「前項の政令」に改め、同条第三項中「一」を「いずれかに」に改め、同項第一号中「第一項の政令で定める業種に属する」を削り、同条第四項中「一」を「いずれかに」に改める。

第七条第一項中「により」の下に「その設置している」を加え、同項に次のただし書きを加える。ただし、第一種特定事業者のうち次に掲げる者(以下「第一種指定事業者」という。)は、この限りでない。

一 第一種エネルギー管理指定工場のうち製造業その他の政令で定める業種に属する事業の用に供する工場であつて、専ら事務所その他これに類する用途に供するもののうち政令で定めるものを設置している者

二 第一種エネルギー管理指定工場のうち前号に規定する業種以外の業種に属する事業の用に供する工場を設置している者

二種指定事業者を除く。」を加え、同条第三項中「第一種エネルギー管理指定工場」の下に「第一種指定事業者が設置しているものを除く。」を加える。

第十条の二第三項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 前条第一項の規定により同項第一号に掲げる

者のうちからエネルギー管理員を選任した第一種指定事業者は、前項の規定により中長期的な計画を作成するときは、経済産業省令で定めるところにより、エネルギー管理士免状の交付を受けている者を参考させなければならない。

第十条の二を第十条の三とする。

第十条の次に次の二条を加える。

(エネルギー管理員)

第十条の二 第一種指定事業者は、経渋産業省令で定めるところにより、その設置している第一種エネルギー管理指定工場ごとに、次に掲げる者のうちから、エネルギー管理員を選任しなければならない。

一 経済産業大臣又はその指定する者(以下「指定講習機関」という。)が経済産業省令で定めるところにより行うエネルギーの使用的の合理化に関し必要な知識及び技能に関する講習の課程を修了した者

二 エネルギー管理士免状の交付を受けている第一種指定事業者は、経済産業省令で定める期間ごとに、前項第一号に掲げる者のうちからエネルギー管理員に選任した者に経済産業大臣又は指定講習機関が経済産業省令で定めるところにより行うエネルギー管理員の資質の向上を図るために講習を受けさせなければならない。

3 第一種指定事業者は、経済産業省令で定めるところにより、エネルギー管理員の選任、死亡又は解任について経済産業大臣に届け出なければならない。

4 第九条及び前条第一項の規定はエネルギー管理員に、同条第二項の規定は第一種指定事業者に、同条第三項の規定は第一種指定事業者が設置している第一種エネルギー管理指定工場の従業員に準用する。この場合において、同条第二項及び第三項中「エネルギー管理員」とあるのは、「エネルギー管理員」と読み替えるものとする。

第十二条の三を次のように改める。

第十二条の三 第十条第二項、第十条の二第二項

から第三項まで及び第十一條の規定は第二種特定事業者に、第十条第三項の規定は第二種エネ

ルギー管理指定工場の従業員に準用する。この

場合において、同条第二項及び第三項中「エネ

ルギー管理員」とあるのは、「エネルギー管理

員」と読み替えるものとする。

第十二条の四を次のように改める。

第十二条の四 削除

第十二条の二十一第一項中「第十二条の三第一項第一号」を「第十条の二第二項第一号(第十二条の三第一項において準用する場合を含む。次項、第十二条の二十三第一号及び第二十五条の二第一項において同じ。)」に改め、「同条第二項」の下に「(第十二条の三第一項において準用する場合を含む。第二十五条の二第一項において同じ。)」を加え、同条第二項中「第十二条の三第一項第一号」を「第十条の二第二項第一号」に改める。

第十二条の二十三第一号中「第十二条の三第一項第一号」を「第十条の二第二項第一号」に改める。

第十五条第一項中「国土交通大臣」を「所管行政

府建築主を置く市町村又は特別区の区域にあつては当該市町村又は特別区の長をいい、その他市町村又は特別区の区域内にあつては都道府県知事

事をいう。ただし、建築基準法(昭和二十五年法律

第二百一号第九十七条の二第一項又は第九十七条の三第一項の規定により建築主を置く市町村又は特別区の区域にあつては都道府県知事とする。以下同じ。)」に改める。

第十五条の二の見出しを「特定建築物に係る届出、指示等」に改め、同条第二項中「国土交通大臣」を「所管行政府」に、「特定建築主」を「者」に改め、同項を同条第三項とし、同条第二項中「国土交通大臣は、建築物であつて規模について政令で定める要件に該当するもの(以下「特定建築物」とい

う。)の外壁、窓等を通しての熱の損失の防止及び特定建築物に設ける空気調和設備等に係るエネルギーの効率的利用のための措置」を「所管行政府

は、前項の規定による届出があつた場合において、当該届出に係る事項に、「特定建築物の建築

をしようとする者(以下「特定建築主」という。)」

を「当該届出をした者」に、「当該特定建築物の設

計及び施工に係る事項のうち当該特定建築物の外

壁、窓等を通しての熱の損失の防止及び当該特定建築物に設ける空気調和設備等に係るエネルギーの効率的利用のための措置に関するものについて

必要な指示を」を「当該届出に係る事項を変更すべ

き旨を指示」に改め、同項を同条第二項とし、同条に第一項として次の二項を加える。

建築物であつてその規模について政令で定める要件に該当するもの(以下「特定建築物」という。)の建築をしようとする者(以下「特定建築主」という。)は、国土交通省令で定めるところにより、当該特定建築物の設計及び施工に係る事項のうち当該特定建築物の外壁、窓等を通しての熱の損失の防止及び当該特定建築物に設けられた空気調和設備等に係るエネルギーの効率的利用のための措置に関するものを所管行政府に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

第二十五条第一項中「第六条第一項の政令で定めたる業種に属する事業を行なう者又は」を削り、同条第四項中「国土交通大臣」を「所管行政府」に改め

(報告に関する経過措置)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

第三十一条中「第十二条の三第三項」を「第十条の二第三項(第十二条の三第一項において準用する場合を含む。)」に改める。

第五号を同条第四号とする。

第二十九条の二中「一に」を「いずれかに」に改め、「同項を同条第三項とし、同条第二項中「国土交通大臣は、建築物であつて規模について政令で定める要件に該当するもの(以下「特定建築物」とい

う。)の外壁、窓等を通しての熱の損失の防止及び

特定建築物に設ける空気調和設備等に係るエネルギーの効率的利用のための措置」を「所管行政府

は、前項の規定による届出があつた場合において、当該届出に係る事項に、「特定建築物の建築

をしようとする者(以下「特定建築主」という。)」

を「当該届出をした者」に、「当該特定建築物の設

計及び施工に係る事項のうち当該特定建築物の外

壁、窓等を通しての熱の損失の防止及び当該特定建築物に設ける空気調和設備等に係るエネルギーの効率的利用のための措置に関するものについて

必要な指示を」を「当該届出に係る事項を変更すべ

き旨を指示」に改め、同項を同条第二項とし、同条に第一項として次の二項を加える。

建築物であつてその規模について政令で定める要件に該当するもの(以下「特定建築物」という。)の建築をしようとする者(以下「特定建築主」という。)は、国土交通省令で定めるところにより、当該特定建築物の設計及び施工に係る事項のうち当該特定建築物の外壁、窓等を通しての熱の損失の防止及び当該特定建築物に設けられた空気調和設備等に係るエネルギーの効率的利用のための措置に関するものを所管行政府に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

第二十五条第一項中「第六条第一項の政令で定めたる業種に属する事業を行なう者又は」を削り、同条第四項中「国土交通大臣」を「所管行政府」に改め

(罰則に関する経過措置)

第三条 この法律の施行前にした行為及び前条の規定によりなお從前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお從前の例によることとされる。

(罰則に関する経過措置)

第三条 前二条に定めるもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定め

る。

第四条 前二条に定めるもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定め

る。

第五条 前二条に定めるもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定め

る。

第六条 前二条に定めるもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定め

る。

第七条 前二条に定めるもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定め

る。

第八条 前二条に定めるもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定め

る。

第九条 前二条に定めるもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定め

る。

第十条 前二条に定めるもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定め

る。

第十一条 前二条に定めるもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定め

る。

第十二条 前二条に定めるもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定め

る。

第十三条 前二条に定めるもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定め

る。

第十四条 前二条に定めるもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定め

る。

第十五条 前二条に定めるもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定め

る。

第十六条 前二条に定めるもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定め

る。

第十七条 前二条に定めるもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定め

る。

第十八条 前二条に定めるもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定め

る。

第十九条 前二条に定めるもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定め

る。

第二十条 前二条に定めるもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定め

る。

第二十一条 前二条に定めるもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定め

る。

の建築をしようとする者にその建築物の設計及び施工に係る一定の事項の届出を義務づける等の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

## 電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法案

## 電氣事業者による 関する特別措置法

**第一条** この法律は、内外の経済的・社会的環境に応じたエネルギーの安定的かつ適切な供給の確保に資するため、電気事業者による新エネルギー等の利用に関する必要な措置を講ずることとし、もって環境の保全に寄与し、及び国民経済の健全な発展に資することを目的とする。

卷之三

(定義)  
第二条 この法律において「電気事業者」とは、電気事業法(昭和三十九年法律第百七十号)第二条第一項第二号に規定する一般電気事業者、同項第六号に規定する特定電気事業者及び同項第八号に規定する特定規模電気事業者をいう。  
この法律において「新エネルギー等」とは、次に掲げるエネルギーをいう。

二 太陽光	地熱
一 水力（政令で定めるものに限る。）	バイオマス（動植物に由来する有機物であ

五 五  
六 3  
バイオマス(動植物)に由来する有機物であつてエネルギー源として利用することができるもの(原油、石油ガス、可燃性天然ガス及び石炭並びにこれらから製造される製品を除く)を熱源とする熱発電所の各号に掲げるもののほか、石油(原油及び揮発油、重油その他の石油製品をいう。以下同じ)を熱源とする熱以外のエネルギーであつて、政令で定めるもの  
この法律において「新エネルギー等電気」とは、新エネルギー等発電設備を用いて新エネルギー

4 経済産業大臣は、新エネルギー等電気利用目標を定め、又は変更しようとするときは、政令で定めるところにより、あらかじめ、環境大臣及び農林水産大臣又は国土交通大臣の意見を聴かなければならぬ。

5 経済産業大臣は、新エネルギー等電気利用目標を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを告示するものとする。

(新エネルギー等電気の基準利用量)

第四条 電気事業者は、毎年六月一日までに、経

(基準利用量の変更)  
い。  
第六条 電気事業者は、他の電気事業者がその基準利用量を超える量の新エネルギー等電気の利用をする場合において、当該他の電気事業者の同意を得たときは、経済産業省令で定めるところにより、経済産業大臣の承認を受けて、その超える分に相当する新エネルギー等電気の量を自らの基準利用量から減少することができる。

二 一 当該発電し、又は発電しようとする者が設置し、又は設置しようとする当該新エネルギー等を電気に変換する設備が経済産業省令で定める基準に適合すること。

二 二 その発電の方法が経済産業省令で定める基準に適合すること。

三 経済産業大臣は、前項の認定の申請に係る発電が同項各号のいずれにも適合していると認めるとときは、同項の認定をするものとする。

三 経済産業大臣は、新エネルギー等発電設備に

3 三 その他経済産業省令で定める事項  
　　経済産業大臣は、新エネルギー等の普及の状況、石油の需給事情その他の経済的・社会的情勢の著しい変動のため特に必要があると認めるときは、総合資源エネルギー調査会の意見を聴いて、新エネルギー等電気利用目標を変更するものとする。

第五条 電気事業者は、毎年度、経済産業省令で定めるとところにより、基準利用量(次条及び第七条の規定による変更があつたときは、その変更後のもの。第八条において同じ。)以上の量の新エネルギー等電気の利用をしなければならぬのは「当該届出年度におけるその電気事業者の電気の供給量の見込み」とする。

**第九条 新エネルギー等発電設備の認定**

新エネルギー等を電気に変換する設備を用いて発電し、又は発電しようとする者は、経済産業省令で定めるところにより、次の各号のいずれにも適合していることにつき、経済産業大臣の認定を受けることができる。

2 新エネルギー等電気利用目標に定める事項は、次のとおりとする。

一 新エネルギー等電気の利用の目標量に関する事項

二 新たに設置すべき新エネルギー等発電設備を閲する事項

2 届出年度の四月一日から六月一日までの間に電気の供給を開始した電気事業者に関する前項の規定の適用については、同項中「四月一日から」とあるのは「当該電気事業者が電気の供給を開始した日から」と「当該届出年度の前年度におけるその電気事業者の電気の供給量」とある

2 経済産業大臣は、前項に規定する場合において、新エネルギー等電気の利用をする量が基準利用量に達していない程度が経済産業省令で定める基準に該当すると認めるときは、当該電気事業者に対し、期限を定めて、第五条の規定に従つて新エネルギー等電気の利用をすべきこと

(新エネルギー等電気の利用目標)  
第三条 経済産業大臣は、四年ごとに、総合資源エネルギー調査会の意見を聴いて、経済産業省令で定めるところにより、当該年度以降の八年間についての電気事業者による新エネルギー等電気の利用の目標(以下「新エネルギー等電気利用目標」という。)を定めなければならない。

用目標及び新エネルギー等発電設備の導入に伴い必要となる電圧の調整のための発電設備の普及の状況その他の事情を勘案して経済産業省令で定めるところにより算定される新エネルギー等電気の量をいう。以下同じ。)その他経済産業省令で定める事項を経済産業大臣に届け出なければならない。

**第八条** 経済産業大臣は、電気事業者の新エネルギー等電気の利用をする量が基準利用量に達していない場合において、その達していないことについて正当な理由がないと認めるときは、その電気事業者に対し、期限を定めて、第五条の規定に従つて新エネルギー等電気の利用をすべきことを勧告することができる。

ギー等を変換して得られる電気をいう。

5 この法律において「新エネルギー等発電設備」とは、新エネルギー等を電気に変換する設備であつて、第九条第一項の規定により認定を受けたものという。

6 この法律において「利用」とは、供給する電気（電気事業者に供給するものを除く。）の全部又は一部を新エネルギー等電気にしてすることをいう。

済産業省令で定めるところにより、その年の四月一日から翌年の三月三十一日までの一年間（以下「届出年度」という。）に利用をすることを予定している新エネルギー等電気の基準利用量（その電気事業者が当該届出年度において利用をすべきものとして、当該届出年度の前年度におけるその電気事業者の電気の供給量（他の電気事業者に供給したもの）を除く。第十条において同じ。）を基礎として新エネルギー等電気利

い事由により、基準利用量に相当する量の新エネルギー等電気の利用を第五条の規定により行うことが困難となつた電気事業者の申出があるときは、当該届出年度の基準利用量を減少することができる。

2 経済産業大臣は、前項の規定により基準利用量を減少したときは、当該電気事業者に対し、その旨を通知するものとする。

(勧告及び命令)



第一類第九号

經濟產業委員會議錄第十号

平成十四年四月十七日

平成十四年五月七日印刷

平成十四年五月八日発行

衆議院事務局

印刷者 財務省印刷局

K